


保安業務ガイド【点検・調査】（新旧対照表）

2018/09/03

頁等	30年度版	29年度版	備考
はじめに 下から 2行目	<p>本書の編集等について</p> <p>本書は、保安機関並びに液化石油ガス販売事業者が「点検・調査」時に実施すべき、法令で規定された事項及び保安の確保に必要不可欠と考えられる事項について、より具体的な業務上のポイントをわかりやすくとりまとめております。</p> <p>なお、<u>法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており</u>、本書での法令条文等は、平成<u>30</u>年4月1日時点の法令を基にしております。</p>	<p>本書の編集等について</p> <p>本書は、保安機関並びに液化石油ガス販売事業者が「点検・調査」時に実施すべき、法令で規定された事項及び保安の確保に必要不可欠と考えられる事項について、より具体的な業務上のポイントをわかりやすくとりまとめておりますが、<u>法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っております</u>。</p> <p>なお、本書での法令条文等は、平成<u>29</u>年4月1日時点の法令を基にしております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他の「保安業務ガイド」との整合 年度変わりによる更新
P.3	<p>3. 点検・調査項目及び回数（貯蔵設備が容器の場合）</p> <p>供給設備点検に係る点検項目毎の点検の回数は表1-1～4に、消費設備調査に係る調査項目毎の調査回数は表1-5～6に各々記載した。</p> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">留 意 事 項</p> <p>①供給設備点検の点検項目と点検の回数（規則第36条第1項）、消費設備の調査項目と調査の回数（規則第37条第1項）が定められている。</p> <p>②点検・調査は、以下の回数（頻度）で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 供給開始時（全項目） 2) 容器交換時又は月1回 3) 1年に1回 4) 4年に1回 <p>③認定液化石油ガス販売事業者の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第一号認定液化石油ガス販売事業者に限る。 2) 10年に1回（規則第50条第2号） 3) 5年に1回（規則第50条第3号）但し、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 認定対象消費者が設置する燃焼器（飲食店以外の場合にはガス湯沸器、ガスふろがま、ガストーブに係る燃焼器に限る。）の全てが以下のいずれかの要件を満たした場合。 <ul style="list-style-type: none"> イ. CO警報器を設置し、ガスメーターと連動して遮断できること。 ロ. 不完全燃焼防止装置が付けられていること。 ハ. 燃焼器が屋外式のものであること。（排気筒を屋内に設置する場合は、当該室内をイ.の基準とすること。） <p>④次回の点検・調査の実施期限日に関し、消費者ごとに基準月日を設け、その基準日の前4月以内に実施すれば、基準日月日に実施・点検を実施したとみなされる。（規則第36条第2項、規則第37条第2項）</p> </div>	<p>新規</p>	<ul style="list-style-type: none"> 表1-1～6に係る留意事項を記載し、法令等との整合を明示。

P.3 表 1-1 P.4 表 1-2 P.5 表 1-3 P.6 表 1-4 表 1-5	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">点検項目</th> <th rowspan="3">供給開始時</th> <th rowspan="3">又は交換回</th> <th rowspan="3">容器交換時</th> <th colspan="4">定期供給設備点検</th> <th rowspan="3">参照ページ</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>4</th> <th colspan="2">認定事業者※1、2</th> </tr> <tr> <th>年</th> <th>年</th> <th>1</th> <th>10</th> <th>1</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>回</td> <td>回</td> <td>に</td> <td>に</td> <td>※2</td> <td>に</td> </tr> </tbody> </table>	点検項目	供給開始時	又は交換回	容器交換時	定期供給設備点検				参照ページ	1	4	認定事業者※1、2		年	年	1	10	1	5					回	回	に	に	※2	に	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">点検項目</th> <th rowspan="3">供給開始時</th> <th rowspan="3">又は交換回</th> <th rowspan="3">容器交換時</th> <th colspan="4">定期供給設備点検</th> <th rowspan="3">参照ページ</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>4</th> <th colspan="2">認定販売事業者</th> </tr> <tr> <th>年</th> <th>年</th> <th>1</th> <th>10</th> <th>1</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>回</td> <td>回</td> <td>に</td> <td>に</td> <td></td> <td>に</td> </tr> </tbody> </table>	点検項目	供給開始時	又は交換回	容器交換時	定期供給設備点検				参照ページ	1	4	認定販売事業者		年	年	1	10	1	5					回	回	に	に		に	<ul style="list-style-type: none"> ・表 1-1～6に係る留意事項を記載し、法令等との整合を明示。 ・「○」を付した欄、参照ページの欄の誤植を修正
	点検項目					供給開始時	又は交換回	容器交換時	定期供給設備点検				参照ページ																																																
1									4		認定事業者※1、2																																																		
年		年	1	10	1				5																																																				
				回	回	に	に	※2	に																																																				
点検項目	供給開始時	又は交換回	容器交換時	定期供給設備点検				参照ページ																																																					
				1	4	認定販売事業者																																																							
				年	年	1	10		1	5																																																			
				回	回	に	に		に																																																				
<p>※1: 認定液化石油ガス販売事業者、※2: 留意事項 (P.3) 「㊦認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照</p> <p style="text-align: center;">【別紙 (左欄) のとおり】</p>	<p style="text-align: center;">【別紙 (右欄) のとおり】</p>																																																												
P.12	<p>Q 1 0 受託した保安機関が点検・調査のため消費者宅をたびたび訪問したが、消費者等が不在のために点検・調査できなかった。どうすべきか。</p> <p>A 1 0 法令上、不在にともなう点検・調査の免除又は延長等は、通達 (別添 1) 第 3 4 条 (保安機関の業務等) 関係 (20160524 商局第 2 号 平成 28 年 6 月 8 日改正) に定められている。当該規程に基づき、保安機関は、あらかじめ点検・調査の日時を連絡したり、一般消費者等に都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすための工夫を行うこと。</p> <p>なお、3 回以上訪問しても消費者等から連絡等がない場合、調査拒否と同様の取扱いとすることができるが、この場合にあつては、消費者等先に訪問した際の記録*1、2を残すこと。(Q&A11 参照)</p> <p style="margin-left: 20px;">* 1 ガスメーター、電気メーター、水道メーターの指針記録等</p> <p style="margin-left: 20px;">* 2 連絡用往復はがき (不在連絡票) 等の控え</p>	<p>Q 1 0 受託した保安機関が点検・調査のため消費者宅をたびたび訪問したが、消費者が不在のために点検・調査できなかった。どうすべきか。</p> <p>A 1 0 法令上、不在にともなう点検・調査の免除又は延長等は、通達 (別添 1) 第 3 4 条 (保安機関の業務等) 関係 (20160524 商局第 2 号 平成 28 年 6 月 8 日改正) に定められている。当該規程に基づき、保安機関は、あらかじめ点検・調査の日時を連絡したり、一般消費者等に都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすための工夫を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う情報追加 																																																										
図 1-4	<p>・フロー図の一部修正、注意書きの追記</p> <p style="text-align: center;">【別紙 (左欄) のとおり】</p>	<p style="text-align: center;">【別紙 (右欄) のとおり】</p>																																																											
P.35	<p>① 焼器の接続方法等 (供給・消費・特定供給設備告示第 1 0 条、例示基準 4 5) 以下、省略</p>	<p>① 器の接続方法等 以下、省略</p>																																																											
P.36 表 4-1 表題	<p>表 4-1 燃焼器と末端ガス栓の接続方法</p>	<p>●燃焼器と末端ガス栓の接続方法 (供給・消費・特定供給設備告示第 1 0 条、例示基準 4 5)</p>																																																											
P.36 表 4-1	<p>法令等との整合のため、図及び注意事項の変更、追加</p> <p style="text-align: center;">【別紙 (左欄) のとおり】</p>	<p style="text-align: center;">【別紙 (右欄) のとおり】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第 44 条第 1 号ル ・告示第 10 条 ・通達 20170316 通局第 10 号 																																																										

<p>P.37 表</p>	<p>②燃焼器と接続されていない末端ガス栓の取扱い (規則第44条第1号㉞、供給・消費・特定供給設備告示第11条)</p> <table border="1" data-bbox="314 306 1332 705"> <thead> <tr> <th>調査方法</th> <th>法定 自主</th> <th>判定基準・判定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">目 視</td> <td>法</td> <td>・ホースガス栓以外のガス栓には金属製の栓(プラグ等)が、ねじにより接続されていること。</td> </tr> <tr> <td>法</td> <td>・ホースガス栓は、安全機構を内蔵しているもの(ヒューズガス栓等)を用いること。</td> </tr> <tr> <td>法</td> <td>・安全機構のないホースガス栓、ばね安全機構付ガス栓(ばねカラン)は、交換すること。</td> </tr> <tr> <td>自</td> <td>・省略</td> </tr> <tr> <td>自</td> <td>・省略</td> </tr> </tbody> </table>	調査方法	法定 自主	判定基準・判定方法	目 視	法	・ ホースガス栓以外のガス栓 には金属製の栓(プラグ等)が、ねじにより接続されていること。	法	・ ホースガス栓 は、安全機構を内蔵しているもの(ヒューズガス栓等)を用いること。	法	・安全機構のないホースガス栓、ばね安全機構付ガス栓(ばねカラン)は、交換すること。	自	・省略	自	・省略	<p>②予備ガス栓の取扱い (規則第44条第1号㉞、供給・消費・特定供給設備告示第11条)</p> <table border="1" data-bbox="1362 306 2380 705"> <thead> <tr> <th>調査方法</th> <th>法定 自主</th> <th>判定基準・判定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">目 視</td> <td>法</td> <td>・可とう管ガス栓には金属製の栓(プラグ等)が、ねじにより接続されていること。</td> </tr> <tr> <td>法</td> <td>・上記以外のガス栓は、安全機構を内蔵しているもの(ヒューズガス栓等)を用いること。</td> </tr> <tr> <td>法</td> <td>・安全機構のないホースガス栓、ばね安全機構付ガス栓(ばねカラン)は、交換すること。</td> </tr> <tr> <td>自</td> <td>・省略</td> </tr> <tr> <td>自</td> <td>・省略</td> </tr> </tbody> </table>	調査方法	法定 自主	判定基準・判定方法	目 視	法	・ 可とう管ガス栓 には金属製の栓(プラグ等)が、ねじにより接続されていること。	法	・ 上記以外のガス栓 は、安全機構を内蔵しているもの(ヒューズガス栓等)を用いること。	法	・安全機構のないホースガス栓、ばね安全機構付ガス栓(ばねカラン)は、交換すること。	自	・省略	自	・省略	<p>【FY29版】P.36 ・P.36の表4-1の変更に伴い、ページの移動</p>
調査方法	法定 自主	判定基準・判定方法																													
目 視	法	・ ホースガス栓以外のガス栓 には金属製の栓(プラグ等)が、ねじにより接続されていること。																													
	法	・ ホースガス栓 は、安全機構を内蔵しているもの(ヒューズガス栓等)を用いること。																													
	法	・安全機構のないホースガス栓、ばね安全機構付ガス栓(ばねカラン)は、交換すること。																													
	自	・省略																													
	自	・省略																													
調査方法	法定 自主	判定基準・判定方法																													
目 視	法	・ 可とう管ガス栓 には金属製の栓(プラグ等)が、ねじにより接続されていること。																													
	法	・ 上記以外のガス栓 は、安全機構を内蔵しているもの(ヒューズガス栓等)を用いること。																													
	法	・安全機構のないホースガス栓、ばね安全機構付ガス栓(ばねカラン)は、交換すること。																													
	自	・省略																													
	自	・省略																													
<p>参考</p>	<p>レイアウト変更 【別紙(左欄)のとおり】</p>	<p>【別紙(右欄)のとおり】</p>	<p>・P.36の表の移動に伴う、レイアウト変更</p>																												
<p>P.69</p>	<p>3. 点検・調査項目及び回数 点検項目毎の点検方法、判定基準及び点検の回数は、特定供給設備以外については表5-1~2に、特定供給設備については表5-3~4に各々記載した。</p> <p style="text-align: center;">留 意 事 項</p> <p>①バルク供給設備に係る点検は、特定供給設備以外のバルク供給設備の点検項目と頻度(規則第36条第1項第1号ロ)と、特定供給設備の点検項目と頻度(規則第36条第1項第1号二)が定められている。</p> <p>②バルク供給設備の点検は、次の回数(頻度)で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 供給開始時(全項目) 2) 6ヶ月に1回以上または1年を超えない範囲で行う充てん作業時 3) 1年に1回 4) 4年に1回 <p>③認定液化石油ガス販売事業者の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第一号認定液化石油ガス販売事業者に限る。 2) 10年に1回(規則第50条第2号) 3) 5年に1回(規則第50条第3号)但し、以下の要件を満たすこと。 認定対象消費者が設置する燃焼器(飲食店以外の場合にはガス湯沸器、ガスふろがま、ガスストーブに係る燃焼器に限る。)の全てが以下のいずれかの要件を満たした場合。 イ. CO警報器を設置し、ガスメーターと連動して遮断できること。 ロ. 不完全燃焼防止装置が付けられていること。 ハ. 燃焼器が屋外式のものであること。(排気筒を屋内に設置する場合は、当該室内をイ.の基準とすること。) <p>④次回の点検・調査の実施期限日に関し、消費者ごとに基準月日を設け、その基準日の前4月以内 に実施すれば、基準日月日に実施・点検を実施したとみなされる。(規則第36条第2項、</p>	<p>3. 点検制度 バルク供給設備に係る点検は、特定供給設備以外のバルク供給設備の点検項目と頻度(規則第36条第1項第1号ロ)と、特定供給設備の点検項目と頻度(規則第36条第1項第1号二)が定められている。なお、次回の点検の実施期限日に関して、実施期限日前4月以内に行った場合は、当該日に点検を実施したものとみなす。(なお書きは、平成29年4月1日より施行。)</p> <p>バルク供給設備の点検は、次の頻度で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 供給開始時(全項目) ② 6ヶ月に1回以上または1年を超えない範囲で行う充てん作業時 ③ 1年に1回以上 ④ 2年に1回以上 ⑤ 4年に1回以上 <p>点検頻度毎の点検項目、点検方法、判定基準を特定供給設備以外についてはそれぞれ表5-1~表5-2に、特定供給設備については表5-3~表5-4に記載している。</p> <p>4. バルク供給設備の点検制度 特定供給設備以外のバルク供給設備の定期点検は、表5-1・表5-2に掲げる点検項目、点検方法および判定基準に基づき点検を実施する。</p>	<p>・「3. 点検制度」を表5-1~4に係る留意事項として記載し、法令等との整合を明示。</p>																												

P.70 ～ P.72 表 5-1 P.72 ～ P.75 表 5-2 P.75 ～ P.77 表 5-3 P.78 ～ P.81 表 5-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">点検項目</th> <th colspan="6">点検の回数</th> </tr> <tr> <th>供給開始時</th> <th>6月／充てん時</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>4年</th> <th>認定事業者※1、2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年に1回</td> <td>5年に1回 ※2</td> </tr> <tr> <td>以下省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	点検項目	点検の回数						供給開始時	6月／充てん時	1年	2年	4年	認定事業者※1、2							10年に1回	5年に1回 ※2	以下省略								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">点検項目</th> <th colspan="6">点検の回数</th> </tr> <tr> <th>供給開始時</th> <th>6月／充てん時</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>4年</th> <th>認定販売事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年に1回</td> <td>5年に1回</td> </tr> <tr> <td>以下省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	点検項目	点検の回数						供給開始時	6月／充てん時	1年	2年	4年	認定販売事業者							10年に1回	5年に1回	以下省略								・「3. 点検制度」を表5-1～4に係る留意事項を記載し、法令等との整合を明示。 ・「○」を付した欄の誤植を修正
	点検項目		点検の回数																																																										
供給開始時		6月／充てん時	1年	2年	4年	認定事業者※1、2																																																							
						10年に1回	5年に1回 ※2																																																						
以下省略																																																													
点検項目	点検の回数																																																												
	供給開始時	6月／充てん時	1年	2年	4年	認定販売事業者																																																							
						10年に1回	5年に1回																																																						
以下省略																																																													
※1: 認定液化石油ガス販売事業者、※2: 留意事項 (P.69) 「  認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照 【別紙 (左欄) のとおり】	【別紙 (右欄) のとおり】																																																												
背表紙 ・奥付 (30年度版)	・奥付 (29年度版)	・年度替わりによる更新																																																											

3. 点検・調査項目及び回数（貯蔵設備が容器の場合）

供給設備点検に係る点検項目毎の点検の回数は表1-1～3に、消費設備調査に係る調査項目毎の調査回数は表1-4～5に各々記載した。

留 意 事 項

- ①供給設備点検の点検項目と点検の回数(規則第36条第1項)、消費設備の調査項目と調査の回数(規則第37条第1項)が定められている。
- ②点検・調査は、以下の回数(頻度)で実施する。
 - 1) 供給開始時(全項目)
 - 2) 容器交換時又は月1回
 - 3) 1年に1回
 - 4) 4年に1回
- ③認定液化石油ガス販売事業者の特例措置
 - 1) 第一号認定液化石油ガス販売事業者に限る。
 - 2) 10年に1回(規則第50条第2号)
 - 3) 5年に1回(規則第50条第3号)但し、以下の要件を満たすこと。
認定対象消費者が設置する燃焼器(飲食店以外の場合にはガス湯沸器、ガスふろがま、ガストーブに係る燃焼器に限る。)の全てが以下のいずれかの要件を満たした場合。
イ. CO警報器を設置し、ガスメーターと連動して遮断できること。
ロ. 不完全燃焼防止装置が付けられていること。
ハ. 燃焼器が屋外式のものであること。(排気筒を屋内に設置する場合は、当該室内をイ.の基準とすること。)
- ④次回の点検・調査の実施期限日に関し、消費者ごとに基準月日を設け、その基準日の前4月以内を実施すれば、基準月日目に実施・点検を実施したとみなされる。(規則第36条第2項、規則第37条第2項)

(1)供給設備

①貯蔵能力1トン未満

表1-1

点検項目	供給開始時	又は月1回 容器交換時	定期供給設備点検				参照ページ
			1年に1回	4年に1回	認定事業者 ^{※1,2}		
					10年に1回	5年に1回 ^{※2}	
1 設置場所	○	○				—	P17
2 火気までの距離	○	○				—	P17
3 充てん容器の腐しよく防止措置	○	○				—	P19
4 充てん容器の温度上昇防止措置	○	○				—	P19
5 充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○				—	P20
6 ハルブ等の損傷防止措置	○	○				—	P20
7 ハルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥(容器から調整器まで)	○	○				—	P21
8 調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○			○	—	P22
9 地下室等に係る供給管の漏えい試験	○		○		○	—	P23
10 白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		○	—	P23
11 地下室等に係る供給管の緊急遮断装置(300kg以上の貯蔵設備に係る供給管に限る)	○		○			—	P24
12 ハルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥(調整器からガスメーターまで)	○			○	○	—	P27
13 ハルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しよく防止措置	○			○	○	—	P28
14 ハルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	○	—	P28
15 燃焼器の入口圧力	○			○	○	—	P31
16 危険標識	○			○	○	○	P34
17 調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	○	○	P32

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.3)「③認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

3. 点検・調査項目及び回数（貯蔵設備が容器の場合）

(1)供給設備

①貯蔵能力1トン未満

表1-1

点検項目	供給開始時	又は月1回 容器交換時	定期供給設備点検				参照ページ
			1年に1回	4年に1回	認定事業者 10年に1回	5年に1回	
1 設置場所	○	○				—	P17
2 火気までの距離	○	○				—	P17
3 充てん容器の腐しよく防止措置	○	○				—	P19
4 充てん容器の温度上昇防止措置	○	○				—	P19
5 充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○				—	P20
6 ハルブ等の損傷防止措置	○	○				—	P20
7 ハルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥(容器から調整器まで)	○	○			○	—	P21
8 調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○			○	—	P22
9 地下室等に係る供給管の漏えい試験	○		○			—	P23
10 白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○			—	P23
11 地下室等に係る供給管の緊急遮断装置(300kg以上の貯蔵設備に係る供給管に限る)	○		○			—	P24
12 ハルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥(調整器からガスメーターまで)	○			○	○	—	P27
13 ハルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しよく防止措置	○			○	○	—	P28
14 ハルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	○	—	P28
15 燃焼器の入口圧力	○			○	○	—	P31
16 危険標識	○			○	○	○	P34
17 調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	○	—	P32

②貯蔵能力1トン以上3トン未満

表1-2

点検項目	供給開始時	又は月1回	定期供給設備点検				参照ページ
			1年に1回	4年に1回	認定事業者※1,2 10年に1回	15年に1回※2	
1 火気を取扱う施設までの距離	○	○					P18
2 充てん容器の腐しよく防止措置	○	○					P19
3 充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○					P20
4 ハルブ等の損傷防止措置	○	○					P20
5 ハルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥(容器から調整器まで)	○	○					P21
6 調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○			○		P22
7 地下室等に係る供給管の漏えい試験	○		○		○		P23
8 白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		○		P23
9 地下室等に係る供給管の緊急遮断装置	○		○				P24
10 保安物件との距離	○			○		○	P25
11 滞留防止措置	○			○		○	P26
12 さく、へい等	○			○		○	P26
13 警戒標	○			○		○	P26
14 消火設備	○			○		○	P27
15 屋根又は遮へい板	○			○		○	P27
16 ハルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥(調整器からガスメーターまで)	○			○	○		P27
17 ハルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しよく防止措置	○			○	○		P28
18 ハルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	○		P28
19 燃焼器の入口圧力	○			○	○		P31
20 危険標識	○			○	○		P34
21 調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	○		P32

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.3)「●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

②貯蔵能力1トン以上3トン未満

表1-2

点検項目	供給開始時	又は月1回	定期供給設備点検				参照ページ
			1年に1回	4年に1回	認定事業者 10年に1回	15年に1回	
1 火気を取扱う施設までの距離	○	○					P18
2 充てん容器の腐しよく防止措置	○	○					P19
3 充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○					P20
4 ハルブ等の損傷防止措置	○	○					P20
5 ハルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥(容器から調整器まで)	○	○			○		P21
6 調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○			○		P22
7 地下室等に係る供給管の漏えい試験	○		○		○		P23
8 白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		○		P23
9 地下室等に係る供給管の緊急遮断装置	○		○				P24
10 保安物件との距離	○			○		○	P25
11 滞留防止措置	○			○		○	P26
12 さく、へい等	○			○		○	P26
13 警戒標	○			○		○	P26
14 消火設備	○			○		○	P27
15 屋根又は遮へい板	○			○		○	P27
16 ハルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥(調整器からガスメーターまで)	○			○	○		P27
17 ハルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しよく防止措置	○			○	○		P28
18 ハルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	○		P28
19 燃焼器の入口圧力	○			○	○		P31
20 危険標識	○			○	○		P34
21 調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	○		P32

規則50条3号イ～ハCO警報器連動遮断、不燃防機器、屋外式機器の場合5年周期検査有り

③貯蔵能力3トン以上10トン未満

表1-3

点検項目	供給開始時	又は月1回	定期供給設備点検					参照ページ
			1年に1回	4年に1回	認定事業者 ^{※1,2} 10年に1回	10年に1回 ^{※2}	5年に1回	
1 火気を取扱う施設までの距離	○	○					P18	
2 充てん容器の腐しよく防止措置	○	○					P19	
3 充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○					P20	
4 ハルブ等の損傷防止措置	○	○					P20	
5 ハルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥(容器から調整器まで)	○	○					P21	
6 調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○			○		P22	
7 地下室等に係る供給管の漏えい試験	○	○	○		○		P23	
8 白ガス管等の埋設管漏えい試験	○	○	○		○		P23	
9 地下室等に係る供給管の緊急遮断装置	○		○				P24	
10 保安物件との距離	○			○		○	P25	
11 保安物件に対する障壁	○			○		○	P25	
12 滞留防止措置	○			○		○	P26	
13 さく、へい等	○			○		○	P26	
14 警戒標	○			○		○	P26	
15 消火設備	○			○		○	P27	
16 屋根又は遮へい板	○			○		○	P27	
17 ハルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥(調整器からガスメーターまで)	○			○	○		P27	
18 ハルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しよく防止措置	○			○	○		P28	
19 ハルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	○		P28	
20 燃焼器の入口圧力(通常の供給設備の点検項目) ^{※3}	○			○			P31	
21 危険標識	○			○			P34	
22 調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	○		P32	

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.3)「**認定液化石油ガス販売事業者の特例措置**」参照
 ※3：法令に規定された点検項目ではないが、自主保安として供給設備(貯蔵能力3トン未満)と同様に点検することが望ましい。

③貯蔵能力3トン以上10トン未満

表1-3

点検項目	供給開始時	又は月1回	定期供給設備点検					参照ページ
			1年に1回	4年に1回	認定販売事業者 10年に1回	10年に1回	5年に1回	
1 火気を取扱う施設までの距離	○	○					P18	
2 充てん容器の腐しよく防止措置	○	○					P19	
3 充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○					P20	
4 ハルブ等の損傷防止措置	○	○					P20	
5 ハルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥(容器から調整器まで)	○	○			○		P21	
6 調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○			○		P22	
7 地下室等に係る供給管の漏えい試験	○	○			○		P23	
8 白ガス管等の埋設管漏えい試験	○	○			○		P23	
9 地下室等に係る供給管の緊急遮断装置	○		○				P24	
10 保安物件との距離	○			○		○	P25	
11 滞留防止措置	○			○		○	P26	
12 さく、へい等	○			○		○	P26	
13 警戒標	○			○		○	P26	
14 消火設備	○			○		○	P27	
15 屋根又は遮へい板	○			○		○	P27	
16 ハルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥(調整器からガスメーターまで)	○			○	○		P27	
17 ハルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しよく防止措置	○			○	○		P28	
18 ハルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	○		P28	
19 燃焼器の入口圧力	○			○	○		P31	
20 危険標識	○			○			P34	
21 調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	○		P32	

規則50条3号イ～ハCO警報器連動遮断、不燃防機器、屋外式機器の場合5年周期検査有り

(2)消費設備

①体積販売

表1-4

調査項目	供給開始時 又は月1回 容器交換時	定期消費設備調査				参照ページ
		1年に1回	4年に1回	認定事業者 ^{※1,2} 110年に1回	15年に1回 ^{※2}	
1 地下室等に係る配管の漏えい試験	○	○	○	○	P23	
2 白ガス管等の埋設管漏えい試験	○	○	○	○	P23	
3 地下室等に係る末端ガス栓と燃焼器の接続方法	○	○			P35	
4 配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管の欠陥	○		○	○	P27-35	
5 配管の腐しよく防止措置	○		○	○	P28	
6 配管の漏えい試験	○		○	○	P28	
7 燃焼器の入口圧力	○		○	○	P31	
8 気化装置の自動復帰式自動ガス遮断装置	○		○	○	P61	
9 末端ガス栓と燃焼器の接続方法	○		○	○	P35	
10 予備ガス栓の取扱い	○		○	○	P36	
11 燃焼器の適合性	○		○	○	P38	
12 警報器	○		○	○	P59	
13 開放式湯沸器の給排気	○		○	○	P41	
14 半密閉式燃焼器の給排気	○		○	○	P44	
15 密閉式燃焼器の給排気	○		○	○	P49	
■ 燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月	○		○		P14	

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.3) ㊦認定液化石油ガス販売事業者の特例措置、参照

②質量販売

イ. 内容積20L以下の容器、内容積20L超25L以下(カップリング付容器用弁を有する)で硬質管と接続されていない容器による消費及び移動消費

表1-5

調査項目	最初の引渡し時 LPガスの引渡し時	LPガスの引渡し時	定期消費設備調査				参照ページ
			1年に1回	4年に1回	認定事業者 ^{※1,2} 110年に1回	15年に1回 ^{※2}	
1 腐しよく防止措置	○		○	—	—	P65	
2 温度上昇防止措置	○		○	—	—	P65	
3 転落、転倒防止措置 (5L以下の容器は除く。)	○		○	—	—	P65	
4 ハルプ等の損傷防止措置 (5L以下の容器は除く。)	○		○	—	—	P65	
5 調整器の欠陥及びLPガスに適合	○		○	—	—	P65	
6 調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○		○	—	—	P65	
7 燃焼器の適合性	○		○	—	—	P65	
■ 燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月	○		○	—	—	P14	

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.3) ㊦認定液化石油ガス販売事業者の特例措置、参照

ロ. イ. 以外による消費(移動消費は除く。)

内容積20L超の場合は、体積販売に係る点検・調査項目と同等です。



(2)消費設備

①体積販売

表1-4

調査項目	供給開始時 又は月1回 容器交換時	定期消費設備調査				参照ページ
		1年に1回	4年に1回	認定事業者 ^{※1,2} 110年に1回	15年に1回 ^{※2}	
1 地下室等に係る配管の漏えい試験	○	○	○	○	P23	
2 白ガス管等の埋設管漏えい試験	○	○	○	○	P23	
3 地下室等に係る末端ガス栓と燃焼器の接続方法	○	○			P35	
4 配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管の欠陥	○		○	○	P27-35	
5 配管の腐しよく防止措置	○		○	○	P28	
6 配管の漏えい試験	○		○	○	P28	
7 燃焼器の入口圧力	○		○	○	P31	
8 気化装置の自動復帰式自動ガス遮断装置	○		○	○	P61	
9 末端ガス栓と燃焼器の接続方法	○		○	○	P35	
10 予備ガス栓の取扱い	○		○	○	P36	
11 燃焼器の適合性	○		○	○	P38	
12 警報器	○		○	○	P59	
13 開放式湯沸器の給排気	○		○	○	P41	
14 半密閉式燃焼器の給排気	○		○	○	P44	
15 密閉式燃焼器の給排気	○		○	○	P49	
※ 燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月	○		○		P13	

規則50条3号イ〜ハCO警報器連動遮断、不燃防機器、屋外式機器の場合5年周期検査有り

②質量販売

イ. 内容積20L以下の容器、内容積20L超25L以下(カップリング付容器用弁を有する)で硬質管と接続されていない容器による消費及び移動消費

表1-5

調査項目	最初の引渡し時 LPガスの引渡し時	LPガスの引渡し時	定期消費設備調査				参照ページ
			1年に1回	4年に1回	認定事業者 ^{※1,2} 110年に1回	15年に1回 ^{※2}	
1 腐しよく防止措置	○		○	—	—	P65	
2 温度上昇防止措置	○		○	—	—	P65	
3 転落、転倒防止措置 (5L以下の容器は除く。)	○		○	—	—	P65	
4 ハルプ等の損傷防止措置 (5L以下の容器は除く。)	○		○	—	—	P65	
5 調整器の欠陥及びLPガスに適合	○		○	—	—	P65	
6 調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○		○	—	—	P65	
7 燃焼器の適合性	○		○	—	—	P65	
※ 燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月	○		○	—	—	P13	

ロ. イ. 以外による消費(移動消費は除く。)

内容積20L超の場合は、体積販売に係る点検・調査項目と同等です。



10 受託した保安機関が点検・調査のため消費者宅をたびたび訪問したが、消費者等が不在のために点検・調査できなかった。どうすべきか。

11 法令上、不在にともなう点検・調査の免除又は延長等は、通達(別添1)第34条(保安機関の業務等)関係(20160524商局第2号 平成28年6月8日改正)に定められている。当該規程に基づき、保安機関は、あらかじめ点検・調査の日時を連絡したり、一般消費者等に都合の良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすための工夫を行うこと。

なお、3回以上訪問しても消費者等から連絡等がない場合、調査拒否と同様の取扱いとすることができるが、この場合にあつては、消費者等先に訪問した際の記録*1,2を残すこと。(Q&A11参照)

- *1 ガスメーター、電気メーター、水道メーターの指針記録等
*2 連絡用往復はがき(不在連絡票)等の控え

11 保安機関は、不在の消費者に対し、いかに対応するのが望ましいのか。

11 基本的には、保安業務規程又は実施細則等でその対処方法を規定し、保安機関の責任において対処せざるをえない。一般的な運用例を図1-4に示す。

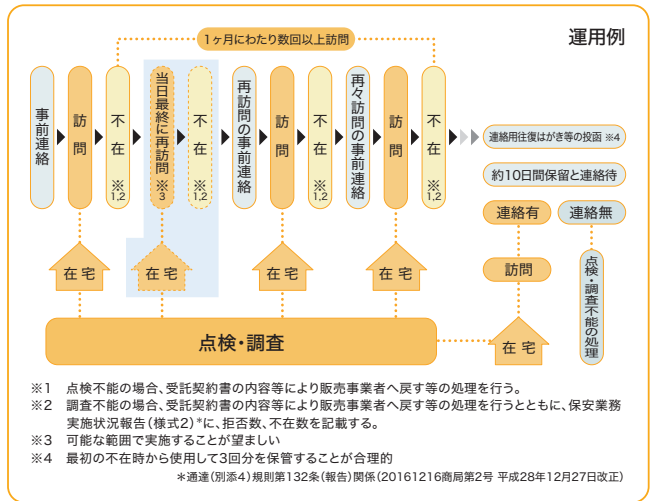


図1-4

10 受託した保安機関が点検・調査のため消費者宅をたびたび訪問したが、消費者が不在のために点検・調査できなかった。どうすべきか。

11 法令上、不在にともなう点検・調査の免除又は延長等は、通達(別添1)第34条(保安機関の業務等)関係(20160524商局第2号 平成28年6月8日改正)に定められている。当該規程に基づき、保安機関は、あらかじめ点検・調査の日時を連絡したり、一般消費者等に都合の良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすための工夫を行うこと。

11 保安機関は、不在の消費者に対し、いかに対応するのが望ましいのか。

11 基本的には、保安業務規程又は実施細則等でその対処方法を規定し、保安機関の責任において対処せざるをえない。一般的な運用例を図1-4に示す。

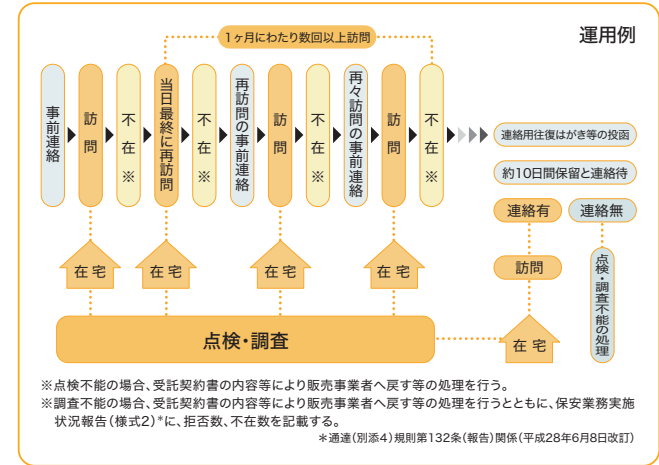


図1-4

表4-1 燃焼器と末端ガス栓の接続方法

用途	燃焼器		硬質管等 (接続具を除く。)	末端ガス栓
	種類	接続部		
移動式以外	給湯・ふろ	元止め式瞬間湯沸器 ^{※1} ふろがま ^{※2}	燃焼器用ホース ^{※7}	可とう管ガス栓
			金属フレキシブルホース	
	調理	ビルトイン型調理機器 ^{※3}	燃焼器用ホース ^{※7}	可とう管ガス栓
			金属フレキシブルホース	
	コ・ジェネレーション	排熱利用設備	金属管 ^{※8}	ねじガス栓 ^{※9}
		燃料電池発電設備		機器接続ガス栓 ^{※10}
空調	ガスヒートポンプ 冷暖房機(GHP)	燃焼器用ホース ^{※7}	可とう管ガス栓	
移動式	調理	こんろ・炊飯器・ オープン	燃焼器用ホース(ガスコード)	ホースガス栓(コンセント) ^{※11}
			ガス用ゴム管	ホースガス栓(ゴム管口) ^{※11}
	暖房	ファンヒーター ^{※4} FF式暖房機	燃焼器用ホース ^{※7}	可とう管ガス栓
			金属フレキシブルホース ^{※8}	機器接続ガス栓 ^{※12}
乾燥	衣類乾燥機 ^{※5}			

- ※1 元止め式瞬間湯沸器に機器接続ガス栓を接続することについて法令上の規定はないが、機器接続ガス栓の製造会社等では、以下の理由により、その使用を禁止している。
①元止め式瞬間湯沸器を消費者自身で取り外してしまうこと(違法行為)があり、機器接続ガス栓で接続されていた場合、不安定な状態で放置される可能性があるため危険なこと。
②消費者がホームセンター等で購入した元止め式瞬間湯沸器を消費者自身が施工(特に取り外し時)等する際に配管用フレキシブル管を破損した事例があること。
- ※2 浴室内に設置されたふろがまに、金属フレキシブルホースや機器接続ガス栓で接続を行うと、入浴中に人や物が当たることから、フレキシブル管に無理な力が加わる可能性があることから、浴室内に設置されたふろがまの接続には使用しないこと。
- ※3 昇降機能付調理台にビルトインこんろを設置する場合は、燃焼器用ホースで接続すること。
- ※4 ファンヒーター・FF式暖房機は、ガス機器のガス取入部の構造が迅速継手(スリムプラグ)またはねじであるため、ガス用ゴム管による接続はしない。
- ※5 衣類乾燥機は開放式のガス機器であり通常では移動式燃焼器として扱うが、排湿筒を接続し固定して使用する場合は移動式以外の燃焼器とみなして扱われるので、ねじで接続すること。
- ※6 燃焼器の接続部がTUおねじの時はTU接続とすること。(TU:テーパーユニオンねじ)
- ※7 (1)燃焼器用ホースは、炎や熱が直接触れたり、機器の排気ガスにより高温になるおそれのある所及び日常の点検や取替が容易に行えない隠ぺい部では使用しないこと。
(2)燃焼器用ホースの代わりに「液化石油ガス用継手金具付低圧ホース(低圧ホース)」を用いる場合、以下に依ること。
①接続具は、法令等に定められた専用のものとする。
②屋内では銅線入りのものを選択すること。
- ※8 移動式以外の燃焼器において、法令上、金属管の使用を認めているが、この場合、用いることができる末端ガス栓は、ねじガス栓となるため、接続方法として推奨しない。【参考:「参考 硬質管等・ガス栓の種類等(P.37)」の「(2)ガス栓の種類」】
- ※9 FF式暖房機に限る。移動式燃焼器と末端ガス栓を接続する硬質管等は、法令上「金属フレキシブルホース」の使用を認めているが、金属疲労によりガス漏えいの原因となることから、金属フレキシブルホースの製造会社では、FF式暖房機以外の使用を禁止している。
- ※10 機器接続ガス栓は、配管用フレキシブル管で配管して移動式以外の燃焼器に直接接続する場合に使用されるガス栓。
- ※11 ホースガス栓と接続管の接続口の形状が異なる場合は、接続具等を使用すること。
- ※12 移動式燃焼器と「機器接続ガス栓」とを接続することは、法令上、認められているが、金属疲労によりガス漏えいの原因となることから、機器接続ガス栓の製造会社では、その使用を禁止している。

【監修: (一社)日本エルピーガス供給機器工業会】

●燃焼器と末端ガス栓の接続方法(供給・消費・特定供給設備告示第10条、例示基準45)

表4-1

用途	燃焼器		硬質管等 (接続具を除く。)	末端ガス栓
	種類	接続部		
移動式以外	給湯・ふろ	元止め式瞬間湯沸器 ^{※5} ふろがま ^{※6}	燃焼器用ホース ^{※3}	可とう管ガス栓
			金属フレキシブルホース	
	調理	ビルトイン型調理機器 ^{※7}	燃焼器用ホース ^{※3}	可とう管ガス栓
			金属フレキシブルホース	
	コ・ジェネレーション	排熱利用設備	金属管	ねじガス栓
		燃料電池発電設備		機器接続ガス栓 ^{※1}
空調	ガスヒートポンプ 冷暖房機(GHP)	燃焼器用ホース ^{※3}	可とう管ガス栓	
移動式	調理	こんろ・炊飯器・ オープン	燃焼器用ホース(ガスコード)	ホースガス栓(コンセント) ^{※2}
			ガス用ゴム管	ホースガス栓(ゴム管口) ^{※2}
	暖房	ファンヒーター ^{※8} FF暖房機	燃焼器用ホース ^{※3}	可とう管ガス栓
乾燥	衣類乾燥機 ^{※9}			

- ※1 機器接続ガス栓は、配管用フレキシブル管で配管して移動式以外の燃焼器に直接接続する場合に使用されるガス栓。
- ※2 ホースガス栓と接続管の接続口の形状が異なる場合は、接続具等を使用すること。
- ※3 燃焼器用ホースは、炎や熱が直接触れたり、機器の排気ガスにより高温になるおそれのある所及び日常の点検や取替が容易に行えない隠ぺい部では使用しないこと。
燃焼器用ホースの代わりに液化石油ガス用継手金具付低圧ホースを用いる場合、屋内では銅線入りのものを選択すること。
燃焼器の接続部がTUおねじの時はTU接続とすること。(TU:テーパーユニオンねじ)
- ※4 元止め式瞬間湯沸器は所有者が取り外しすることがある。機器接続ガス栓で接続されていた場合、不安定な状態で放置される可能性があることから、機器接続ガス栓は元止め式瞬間湯沸器の接続には使用しないこと。
- ※5 浴室内に設置されたガスふろがまに、金属フレキシブルホースや機器接続ガス栓で接続を行うと、入浴中に人や物が当たることから、フレキシブル管に無理な力が加わる可能性があることから、浴室内に設置されたガスふろがまの接続には使用しないこと。
- ※6 昇降機能付調理台にビルトインこんろを設置する場合は、燃焼器用ホースで接続すること。
- ※7 ファンヒーター・FF暖房機は、ガス機器のガス取入部の構造が迅速継手(スリムプラグ)またはねじであるため、ガス用ゴム管による接続はしない。
- ※8 衣類乾燥機は開放式のガス機器であり通常では移動式燃焼器として扱うが、排湿筒を接続し固定して使用する場合は移動式以外の燃焼器とみなして扱われるので、ねじで接続すること。

【監修: (一社)日本エルピーガス供給機器工業会】

② 予備ガス栓の取扱い

(規則第44条第1号、供給・消費・特定供給設備告示第11条)

調査方法	法定 自主	判定基準・判定方法
目視	法	可とう管ガス栓には金属製の栓(プラグ等)が、ねじにより接続されていること。
	法	上記以外のガス栓は、安全機構を内蔵しているもの(ヒューズガス栓等)を用いること。
	法	安全機構のないホースガス栓、ばね安全機構付ガス栓(ばねカラン)は、交換すること。
	自	ホースガス栓には、シール性のあるガス栓キャップ(自主検査合格証票が貼付されたもの)が取り付けられていること。
	自	誤開放防止のため、ガス栓カバーを装着することが望ましい。

② 燃焼器と接続されていない末端ガス栓の取扱い

(規則第44条第1号ヲ、供給・消費・特定供給設備告示第11条)

調査方法	法定 自主	判定基準・判定方法
目視	法	・ホースガス栓以外のガス栓には金属製の栓(プラグ等)が、ねじにより接続されていること。
	法	・ホースガス栓は、安全機構を内蔵しているもの(ヒューズガス栓等)を用いること。
	自	・安全機構のないホースガス栓、ばね安全機構付ガス栓(ばねカラン)は、交換すること。
	自	・ホースガス栓には、シール性のあるガス栓キャップ(自主検査合格証票が貼付されたもの)が取り付けられていること。
	自	・誤開放防止のため、ガス栓カバーを装着することが望ましい。

参考 硬質管等・ガス栓の種類等

(1) 硬質管等の種類

- ①金属管 ②金属フレキシブルホース ③液化石油ガス用継手金具付低圧ホース(低圧ホース)
- ④燃焼器用ホース ⑤ガス用ゴム管

(2) ガス栓の種類

① 末端ガス栓

- ・ホースガス栓(ヒューズ機構付きに限る。)、可とう管ガス栓(機器接続ガス栓*を含む。)がある。
- *ガス栓の出口側接続部が回転する機構を有するガス栓[告示関係通達(20170316商局第10号 平成29年3月15日付)]

② 中間ガス栓(ねじガス栓)

- ・LPガスの消費設備で用いられるねじガス栓には、弁体構造が、ボール状のものと同柱状のものとの2種類がある。

出口側に金属管を接続する場合に限り、ねじガス栓も末端ガス栓として使用できるが、可とう管ガス栓と比較して栓の耐久性が低く、ロック機構がないため推奨しない。



図4-1 末端ガス栓等の種類

(3) 硬質管等・ガス栓の選定について

- ①硬質管等(金属管を除く。)は、自主検定合格品(両端迅速継手付燃焼器用ホースはJIS認証品も可)を選定すること。
- ②ガス栓は、適合性検査合格証票が貼付されているものを選定すること。
- ③迅速継手は、認証品であることを示す「JIA」、「LIA」、「JIS」のいずれかが印刷又は刻印されたものを選定すること。



図4-2 検査合格証票の種類例

【監修：(一社)日本エルピーガス供給機器工業会】

参考 硬質管等・ガス栓の種類等

(1) 硬質管等の種類

- ①金属管
- ②金属フレキシブルホース
- ③燃焼器用ホース(低圧ホース)
- ④ゴム管

(2) ガス栓の種類

① 末端ガス栓

- ・ホースガス栓(ヒューズ機構付きに限る。)、可とう管ガス栓(機器接続ガス栓*を含む。)がある。
- *ガス栓の出口側接続部が回転する機構を有するガス栓[告示関係通達(20170316商局第10号 平成29年3月15日付)]
- ・出口側に金属管を接続する場合に限り、ねじガス栓も末端ガス栓として使用できるが、可とう管ガスと比較して栓の耐久性が低く、ロック機構がないため推奨しない。



図4-1 末端ガス栓の種類

② 中間ガス栓(ねじガス栓)

- ・LPガスの消費設備で用いられるねじガス栓には、弁体構造が、ボール状のものと同柱状のものとの2種類がある。



ねじガス栓

(3) 硬質管等・ガス栓の選定について

- ①硬質管等(金属管を除く。)は、自主検定合格品(両端迅速継手付燃焼器用ホースはJIS認証品も可)を選定すること。
- ②ガス栓は、適合性検査合格証票が貼付されているものを選定すること。
- ③迅速継手は、認証品であることを示す「JIA」、「LIA」、「JIS」のいずれかが印刷又は刻印されたものを選定すること。



図4-2 検査合格証票の種類例

【監修：(一社)日本エルピーガス供給機器工業会】

6

第6章 バルク供給設備に係る保安業務

1. バルク供給設備の点検

販売事業者には、供給設備の点検義務が課せられ、規則第19条のバルク供給設備に係る供給設備の技術上の基準、規則第54条のバルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準に基づき設置された供給設備で供給する時は、液石法第27条(保安業務を行う義務)第1項第1号により、供給開始時及び定期的に点検を行うことが規定されている。

2. 点検の実施者

- ①保安業務は認定を受けている保安機関でなければ点検を実施することができない。
 - 1) 保安機関の認定を受けている販売事業者が自ら実施する。
 - 2) 保安機関へ保安業務を委託する。
- ②バルク供給に係る点検実務を行える者
 - 1) 液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者
(平成12年4月1日以降の液化石油ガス設備士の再講習受講者又は資格取得者)
 - 2) 販売主任者免状の交付を受けた者
(平成12年4月1日以降に業務主任者の講習受講者又は資格取得者)
 - 3) 製造保安責任者免状の交付を受けた者
 - 4) 業務主任者の代理者の資格を有する者(平成12年4月1日以降の資格取得者)
 - 5) 充てん作業者
 - 6) 保安業務員(平成12年4月1日以降の資格取得者)

3. 点検項目及び回数

点検項目毎の点検方法、判定基準及び点検の回数は、特定供給設備以外については表5-1~2に、特定供給設備については表5-3~4に各々記載した。

留 意 事 項

- ①バルク供給設備に係る点検は、特定供給設備以外のバルク供給設備の点検項目と頻度(規則第36条第1項第1号口)と、特定供給設備の点検項目と頻度(規則第36条第1項第1号ニ)が定められている。
- ②バルク供給設備の点検は、次の回数(頻度)で実施する。
 - 1) 供給開始時(全項目)
 - 2) 6ヶ月に1回以上または1年を超えない範囲で行う充てん作業時
 - 3) 1年に1回
 - 4) 4年に1回
- ③認定液化石油ガス販売事業者の特例措置
 - 1) 第一号認定液化石油ガス販売事業者に限る。
 - 2) 10年に1回(規則第50条第2号)
 - 3) 5年に1回(規則第50条第3号) 但し、以下の要件を満たすこと。
認定対象消費者が設置する燃焼器(飲食店以外の場合にはガス湯沸器、ガスふろがま、ガストーブに係る燃焼器に限る。)の全てが以下のいずれかの要件を満たした場合。
 - イ. CO警報器を設置し、ガスメーターと連動して遮断できること。
 - ロ. 不完全燃焼防止装置が付けられていること。
 - ハ. 燃焼器が屋外式のものであること。(排気筒を屋内に設置する場合は、当該室内をイ.の基準とすること。)
- ④次回の点検・調査の実施期限日に関し、消費者ごとに基準月日を設け、その基準日の前4月以内を実施すれば、基準月日日に実施・点検を実施したことみなされる。(規則第36条第2項、規則第37条第2項)

6

第6章 バルク供給設備に係る保安業務

1. バルク供給設備の点検

販売事業者には、供給設備の点検義務が課せられ、規則第19条のバルク供給設備に係る供給設備の技術上の基準、規則第54条のバルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準に基づき設置された供給設備で供給する時は、液石法第27条(保安業務を行う義務)第1項第1号により、供給開始時及び定期的に点検を行うことが規定されている。

2. 点検の実施者

- ①保安業務は認定を受けている保安機関でなければ点検を実施することができない。
 - 1) 保安機関の認定を受けている販売事業者が自ら実施する。
 - 2) 保安機関へ保安業務を委託する。
- ②バルク供給に係る点検実務を行える者
 - 1) 液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者
(平成12年4月1日以降の液化石油ガス設備士の再講習受講者又は資格取得者)
 - 2) 販売主任者免状の交付を受けた者
(平成12年4月1日以降に業務主任者の講習受講者又は資格取得者)
 - 3) 製造保安責任者免状の交付を受けた者
 - 4) 業務主任者の代理者の資格を有する者(平成12年4月1日以降の資格取得者)
 - 5) 充てん作業者
 - 6) 保安業務員(平成12年4月1日以降の資格取得者)

3. 点検頻度

バルク供給設備に係る点検は、特定供給設備以外のバルク供給設備の点検項目と頻度(規則第36条第1項第1号口)と、特定供給設備の点検項目と頻度(規則第36条第1項第1号ニ)が定められている。なお、次回の点検の実施期限日に関して、実施期限日前4月以内に行った場合は、当該日に点検を実施したものとみなす。(なお書きは、平成29年4月1日より施行。)

バルク供給設備の点検は、次の頻度で実施する。

- ① 供給開始時(全項目)
- ② 6ヶ月に1回以上または1年を超えない範囲で行う充てん作業時
- ③ 1年に1回以上
- ④ 2年に1回以上
- ⑤ 4年に1回以上

点検頻度毎の点検項目、点検方法、判定基準を特定供給設備以外についてはそれぞれ表5-1~表5-2に、特定供給設備については表5-3~表5-4に記載している。

4. バルク供給設備の点検

特定供給設備以外のバルク供給設備の定期点検は、表5-1・表5-2に掲げる点検項目、点検方法および判定基準に基づき点検を実施する。

表5-1 供給設備(バルク容器の場合)の点検項目および点検の回数

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤でん時 6月/7	1年	2年	4年	認定事業者 ※1,2 110/15 回年/回年 ※2に
バルク容器等の腐しよく防止措置(19-1-ア)	目視	バルク容器・附属機器等の発錆が著しくないこと。	○	○				
火気との距離と屋外設置(1,000kg未満)(19-1-ロ)	目視	バルク容器の外表面から火気までの距離が2mを超えていること。上記の距離が確保できない場合、火気との間に不燃性隔壁を設けてあること。屋外に置いてあること。	○	○				
温度上昇防止措置(1,000kg未満)(19-1-タ)	目視	バルク容器は、日光の直射によって40℃を超えるおそれがある場合は、40℃以下に保つ措置を講じてあること。日光以外の熱源によって、バルク容器が40℃を超えるおそれがある場合は、当該熱源との間に不燃性の隔壁が設置されていること。	○	○				
火気取扱施設との距離(1,000kg以上3,000kg未満)(19-2-ロ)	目視	バルク容器の外表面から火気取扱施設までの距離が5m以上あること。上記の距離が確保できない場合は、高さ2m以上の耐火性の壁類を設け、迂回水平距離が5m以上あること。	○	○				
バルク容器からのガスの漏えい(19-4)	石けん水又は検知器	接続部や溶接部からガスの漏えいがないこと。	○	○				
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の欠陥(容器と調整器の間の部分)(18-5)	目視	発錆が著しくないこと。割れ、すじ、しわ等がないこと。	○	○				
調整器の腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥、液化石油ガスとの適合性(18-20-イ)	目視	発錆が著しくないこと。割れ、ねじのゆるみ等がないこと。消費する液化石油ガスに適合していること。	○	○				○
地下室等に係る供給管 ^{※1} 、埋設した供給管 ^{※2} の漏えい試験 <small>注1：ポリエチレン管を使用している供給管を除く。 注2：地下室等に係る供給管の部分、重組めつきを施した供給管(防しよくテープを施したものを含み、機能を損なう恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤面下に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。)</small> (18-10)	自記圧力計等 石けん水又は検知器	例示基準第29節、第41節(埋設管)の漏えい試験方法により漏えい試験を行いガスの漏えいがないこと。漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○		○			○
地下室等に係る供給管に設けた緊急遮断装置(300kg以上の貯蔵設備に係る供給管に限る。)(18-21)	作動試験	緊急遮断装置が設置され、その開閉状況に異常がないこと。	○		○			
カップリング用液流出防止装置、液取入バルブ(19-1-イ)	目視	バルブ取付部、カップリング接続部、バルブ、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.69)「●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

(1)供給設備(バルク容器の場合)の点検項目および点検の回数

表5-1 バルク供給設備点検表

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤でん時 6月/7	1年	2年	4年	認定事業者 ※1,2 10/15 回年/回年
バルク容器等の腐しよく防止措置(19-1-ア)	目視	バルク容器・附属機器等の発錆が著しくないこと。	○	○				
火気との距離と屋外設置(1,000kg未満)(19-1-ロ)	目視	バルク容器の外表面から火気までの距離が2mを超えていること。上記の距離が確保できない場合、火気との間に不燃性隔壁を設けてあること。屋外に置いてあること。	○	○				
温度上昇防止措置(1,000kg未満)(19-1-タ)	目視	バルク容器は、日光の直射によって40℃を超えるおそれがある場合は、40℃以下に保つ措置を講じてあること。日光以外の熱源によって、バルク容器が40℃を超えるおそれがある場合は、当該熱源との間に不燃性の隔壁が設置されていること。	○	○				
火気取扱施設との距離(1,000kg以上3,000kg未満)(19-2-ロ)	目視	バルク容器の外表面から火気取扱施設までの距離が5m以上あること。上記の距離が確保できない場合は、高さ2m以上の耐火性の壁類を設け、迂回水平距離が5m以上あること。	○	○				
バルク容器からのガスの漏えい(19-4)	石けん水又は検知器	接続部や溶接部からガスの漏えいがないこと。	○	○				
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の欠陥(容器と調整器の間の部分)(18-5)	目視	発錆が著しくないこと。割れ、すじ、しわ等がないこと。	○	○				○
調整器の腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥、液化石油ガスとの適合性(18-20-イ)	目視	発錆が著しくないこと。割れ、ねじのゆるみ等がないこと。消費する液化石油ガスに適合していること。	○	○				○
地下室等に係る供給管 ^{※1} 、埋設した供給管 ^{※2} の漏えい試験 <small>注1：ポリエチレン管を使用している供給管を除く。 注2：重組めつきを施した供給管(防しよくテープを施したものを含み、機能を損なう恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤面下に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。)</small> (18-10)	自記圧力計等 石けん水又は検知器	例示基準第29節、第41節(埋設管)の漏えい試験方法により漏えい試験を行いガスの漏えいがないこと。漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○		○			
地下室等に係る供給管に設けた緊急遮断装置(300kg以上の貯蔵設備に係る供給管に限る。)(18-21)	作動試験	緊急遮断装置が設置され、その開閉状況に異常がないこと。	○		○			
カップリング用液流出防止装置、液取入バルブ(19-1-イ)	目視	バルブ取付部、カップリング接続部、バルブ、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		

(H30年度版)

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	売でん時 6月	1年	2年	4年	認定 ^{※1,2} 事業者 110/15 回年に ※2に
均圧バルブ、カップリング (19-1-ニ)	目視	バルブ取付部、カップリング接続部、バルブ、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		
液面計 (19-1-ホ)	目視	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥がないこと。	○			○		
プロテクタ (19-1-ト)	目視	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥がないこと。	○			○		
安全弁の放出管 (19-1-カ)	目視	レインキャップが確実に取り付けられていること。 放出管の内部に雨水が入っていないこと。	○			○		
消火設備 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2-ニ)	目視	消火能力A-4及びB-10以上の消火器が定位置に定数置いてあること。 (貯蔵量1,000Kgにつき1個以上) (例示基準第5節参照) 消火器は、破損その他の異常がなく、良好な状態に維持されていること。	○			○		
LPGガス及び火気厳禁と朱書 (19-1-チ)	目視	バルク容器又は周囲の見やすい箇所に液化石油ガス又はLPGガス及び火気厳禁と朱書すること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
緊急連絡先の表示 (19-1-リ)	目視	バルク容器又は周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先(保安機関の名称・所在地・電話番号)等を表示していること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
自動車等車両が接触しない措置 (地上) (19-1-ワ)	目視	バルク容器等に車両が接触しない措置を講じてあること。	○				○	○
保安物件に対する距離 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2-イ)	目視	<ul style="list-style-type: none"> 第1種保安物件 バルク容器の外側から16.97m以上の距離を有すること 第2種保安物件 バルク容器の外側から11.31m以上の距離を有すること 上記の距離が確保できない場合は、鉄筋コンクリート障壁等が設置してあること。	○				○	○
バルク容器の屋根又は遮へい板 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2-ハ)	目視	バルク容器には不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根又は遮へい板が設けられていること。 屋根又は遮へい板に損傷のないこと。	○				○	○
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の欠陥 (調整器とガスメータの間) (18-5)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ等がないこと。	○				○	○

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.69)「●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

(H29年度版)

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	売でん時 6月	1年	2年	4年	認定販売事業者 10/15 回年に
均圧バルブ、カップリング (19-1-ニ)	目視	バルブ取付部、カップリング接続部、バルブ、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		
液面計 (19-1-ホ)	目視	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥がないこと。	○			○		
プロテクタ (19-1-ト)	目視	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥がないこと。	○			○		
安全弁の放出管 (19-1-カ)	目視	レインキャップが確実に取り付けられていること。 放出管の内部に雨水が入っていないこと。	○			○		
消火設備 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2-ニ)	目視	消火能力A-4及びB-10以上の消火器が定位置に定数置いてあること。 (貯蔵量1,000Kgにつき1個以上) (例示基準第5節参照) 消火器は、破損その他の異常がなく、良好な状態に維持されていること。	○			○		
LPGガス及び火気厳禁と朱書 (19-1-チ)	目視	バルク容器又は周囲の見やすい箇所に液化石油ガス又はLPGガス及び火気厳禁と朱書すること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
緊急連絡先の表示 (19-1-リ)	目視	バルク容器又は周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先(保安機関の名称・所在地・電話番号)等を表示していること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
自動車等車両が接触しない措置 (地上) (19-1-ワ)	目視	バルク容器等に車両が接触しない措置を講じてあること。	○				○	○
保安物件に対する距離 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2-イ)	目視	<ul style="list-style-type: none"> 第1種保安物件 バルク容器の外側から16.97m以上の距離を有すること 第2種保安物件 バルク容器の外側から11.31m以上の距離を有すること 上記の距離が確保できない場合は、鉄筋コンクリート障壁等が設置してあること。	○				○	○
バルク容器の屋根又は遮へい板 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2-ハ)	目視	バルク容器には不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根又は遮へい板が設けられていること。 屋根又は遮へい板に損傷のないこと。	○				○	○
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の欠陥 (調整器とガスメータの間) (18-5)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ等がないこと。	○				○	○

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤 6月 7月	1 年	2 年	4 年	認定※1,2 事業者 110 15 回 年 に ※2
バルブ、集合装置、供給管の腐しよく防止措置(18-6)	目視	腐しよく防止措置が講じられ発錆が著しくないこと。	○				○	○
バルブ、集合装置、気化装置、供給管等の漏えい試験(調整器まで)(18-10)	石けん水又は検知器	常用の圧力においてガスの漏えいがないこと。	○				○	○
供給管、ガス栓等の漏えい試験 (以下の供給管を除く) 地下室等に係る供給管の部分、重鉛めっきを施した供給管(防しよくテープを施したものを除く)、機能損傷を恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤下に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。)及びポリエチレン管を使用している供給管。(18-10)	自記圧力計等 石けん水 又は検知器	例示基準第29節の漏えい試験方法により漏えい試験を行い、漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○				○	○
燃焼器入口圧力(18-11)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては2.0kPa以上3.3kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては使用する燃焼器に適合した圧力であること。	○				○	○
供給管の危険標識(18-14)	目視	供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けてあること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
調整器の調整圧力及び閉そく圧力(18-20-ハ)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては調整圧力が2.3kPa以上3.3kPa以下であり、閉そく圧力が3.5kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては、使用する燃焼器に適合したものであること。	○				○	○

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.69)「●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

表5-2 供給設備(バルク貯槽：貯蔵能力1,000kg未満の場合)の点検項目および点検の回数

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤 6月 7月	1 年	2 年	4 年	認定※1,2 事業者 110 15 回 年 に ※2
火気との距離と屋外設置(19-3-ハ)	目視	バルク貯槽の外側から火気までの距離が2mを超えていること。上記の距離が確保できない場合、火気との間に不燃性隔壁を設けてあること。 屋外に置いてあること。	○	○				

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.69)「●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤 6月 7月	1 年	2 年	4 年	認定販売 事業者 10 15 回 年 に
バルブ、集合装置、供給管の腐しよく防止措置(18-6)	目視	腐しよく防止措置が講じられ発錆が著しくないこと。	○				○	○
バルブ、集合装置、気化装置、供給管等の漏えい試験(調整器まで)(18-10)	石けん水又は検知器	常用の圧力においてガスの漏えいがないこと。	○				○	○
供給管、ガス栓等の漏えい試験 注：地下室等に係る供給管の部分、重鉛めっきを施した供給管(防しよくテープを施したものを除く)、機能損傷を恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤下に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。)及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。(18-10)	自記圧力計等 石けん水 又は検知器	例示基準第29節の漏えい試験方法により漏えい試験を行い、漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○				○	○
燃焼器入口圧力(18-11)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては2.0kPa以上3.3kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては使用する燃焼器に適合した圧力であること。	○				○	○
供給管の危険標識(18-14)	目視	供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けてあること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
調整器の調整圧力及び閉そく圧力(18-20-ハ)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては調整圧力が2.3kPa以上3.3kPa以下であり、閉そく圧力が3.5kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては、使用する燃焼器に適合したものであること。	○				○	○

表5-2 バルク供給設備点検表

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤 6月 7月	1 年	2 年	4 年	認定販売 事業者 10 15 回 年 に
火気との距離と屋外設置(19-3-ハ)	目視	バルク貯槽の外側から火気までの距離が2mを超えていること。上記の距離が確保できない場合、火気との間に不燃性隔壁を設けてあること。 屋外に置いてあること。	○	○				○

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	売入6月時	1年	2年	4年	認定事業者 ※1,2 110日5 回年に ※2に
バルク貯槽のガスの漏えい (地上・地下) (19-4)	石けん水 又は検知器	バルク貯槽の接続部や溶接部からガスの漏えいがないこと。 検知用孔あき管からガスを検知しないこと。(地下埋設バルク貯槽)	○	○				
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の欠陥 (貯槽と調整器の間の部分) (18-5)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	○	○				
調整器の腐し、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥、液化石油ガスとの適合性 (18-20-イ)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合していること。	○	○			○	
地下室等に係る供給管 ^{※1} 、埋設した供給管 ^{※2} の漏えい試験 注1：ポリエチレン管を使用している供給管を除く。 注2：地下室等に係る供給管の部分、重組めつきを施した供給管(防しよくテープを施したものを含み、機能を損なう恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤面下に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。) (18-10)	自記圧力計等 石けん水 又は検知器	例示基準第29節、第41節(埋設管)の漏えい試験方法により漏えい試験を行いガスの漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○		○		○	
地下室等に係る供給管に設けた緊急遮断装置 (300kg以上の貯蔵設備に係る供給管に限る。) (18-21)	作動試験	緊急遮断装置が設置され、その開閉状況に異常がないこと。	○		○			
安全弁 (19-3-ハ(1))	石けん水 又は検知液 目視	弁取付部からガスの漏えいがないこと。 安全弁の元弁が開かれていること。	○			○		
液面計 (19-3-ハ(2))	目視	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥がないこと。	○			○		
カップリング用液流出防止装置、液取入弁 (19-3-ハ(4))	目視	弁取付部、カップリング接続部、弁、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		
均圧弁、カップリング (19-3-ハ(7))	目視	弁取付部、カップリング接続部、弁、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		
プロテクタ (19-3-ハ(8))	目視	使用上有害な割れ、その他有害な損傷がないこと。	○			○		
地上設置バルク貯槽等の腐しよく防止措置 (19-3-ハ(11))	目視	発錆が著しくないこと。	○			○		
地下埋設バルク貯槽の腐しよく防止措置 (19-3-ハ(11))	電位測定器	飽和硫酸銅電極でバルク貯槽の対地電位を測定し-850mV以下であること。	○			○		

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.69)「●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	売入6月時	1年	2年	4年	認定事業者 ※1,2 10日5 回年に ※2に
バルク貯槽のガスの漏えい (地上・地下) (19-4)	石けん水 又は検知器	バルク貯槽の接続部や溶接部からガスの漏えいがないこと。 検知用孔あき管からガスを検知しないこと。(地下埋設バルク貯槽)	○	○				
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の欠陥 (貯槽と調整器の間の部分) (18-5)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	○	○				○
調整器の腐し、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥、液化石油ガスとの適合性 (18-20-イ)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合していること。	○	○				○
地下室等に係る供給管 ^{※1} 、埋設した供給管 ^{※2} の漏えい試験 注1：ポリエチレン管を使用している供給管を除く。 注2：重組めつきを施した供給管(防しよくテープを施したものを含み、機能を損なう恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤面下に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。) (18-10)	自記圧力計等 石けん水 又は検知器	例示基準第29節、第41節(埋設管)の漏えい試験方法により漏えい試験を行いガスの漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○		○			
地下室等に係る供給管に設けた緊急遮断装置 (300kg以上の貯蔵設備に係る供給管に限る。) (18-21)	作動試験	緊急遮断装置が設置され、その開閉状況に異常がないこと。	○		○			
安全弁 (19-3-ハ(1))	石けん水 又は検知液 目視	弁取付部からガスの漏えいがないこと。 安全弁の元弁が開かれていること。	○			○		
液面計 (19-3-ハ(2))	目視	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥がないこと。	○			○		
カップリング用液流出防止装置、液取入弁 (19-3-ハ(4))	目視	弁取付部、カップリング接続部、弁、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		
均圧弁、カップリング (19-3-ハ(7))	目視	弁取付部、カップリング接続部、弁、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		
プロテクタ (19-3-ハ(8))	目視	使用上有害な割れ、その他有害な損傷がないこと。	○			○		
地上設置バルク貯槽等の腐しよく防止措置 (19-3-ハ(11))	目視	発錆が著しくないこと。	○			○		
地下埋設バルク貯槽の腐しよく防止措置 (19-3-ハ(11))	電位測定器	飽和硫酸銅電極でバルク貯槽の対地電位を測定し-850mV以下であること。	○			○		

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤 せん 6月 7	1 年	2 年	4 年	認定※1,2 事業者 110 15 回 年 ※2に
地上設置バルク貯槽の大地との接地(絶縁されている場合) (19-3-ニ(4))	目視	接地接続線は、断面積5.5mm ² 以上(単線を除く。)であり容易に腐しよく、断線しないもの。 確実に接続されていること。	○			○		
安全弁の放出管 (19-3-ニ(5))	目視	レインキャップが確実に取り付けられていること。 放出管の内部に雨水が入っていないこと。	○			○		
保安物件に対する距離 (19-3-ロ)	目視	●第1種保安物件 バルク貯槽の外周から1.5m以上の距離を有すること。 ●第2種保安物件 バルク貯槽の外周から1.0m以上の距離を有すること。 上記の距離が確保できない場合は、所定の強度を有する構造壁等を設け、又はバルク貯槽を埋設していること。	○				○	○
LPGガス及び火気厳禁と朱書 (19-3-ハ(9))	目視	バルク貯槽又は周囲の見やすい箇所に液化石油ガス又はLPGガス及び火気厳禁と朱書すること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
緊急連絡先の表示 (19-3-ハ(10))	目視	バルク貯槽又は周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先(保安機関の名称・所在地・電話番号)等を表示していること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
自動車等車両が接触しない措置 (地上) (19-3-ニ(2))	目視	バルク貯槽等に車両が接触しない措置を講じてあること。	○				○	○
埋設した場所に自動車等車両が乗り入れない措置 (地下) (19-3-ホ(2))	目視	バルク貯槽の埋設場所に車両が乗り入れない措置を講じてあること。	○				○	○
埋設後の貯槽の位置を示す標識杭 (地下) (19-3-ホ(6))	目視	バルク貯槽埋設後の四隅にバルク貯槽の位置を示すための標識杭が設置してあること。	○				○	○
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の欠陥 (調整器とガスメータの間) (18-5)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ等がないこと。	○				○	○
バルブ、集合装置、供給管の腐しよく防止措置 (18-6)	目視	腐しよく防止措置が講じられ発錆が著しくないこと。	○				○	○
バルブ、集合装置、気化装置、供給管等の漏えい試験(調整器まで) (18-10)	石けん水又は検知器	常用の圧力においてガスの漏えいがないこと。	○				○	○

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.69)「●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤 せん 6月 7	1 年	2 年	4 年	認定販売 事業者 10 15 回 年 ※2に
地上設置バルク貯槽の大地との接地(絶縁されている場合) (19-3-ニ(4))	目視	接地接続線は、断面積5.5mm ² 以上(単線を除く。)であり容易に腐しよく、断線しないもの。 確実に接続されていること。	○				○	
安全弁の放出管 (19-3-ニ(5))	目視	レインキャップが確実に取り付けられていること。 放出管の内部に雨水が入っていないこと。	○				○	
保安物件に対する距離 (19-3-ロ)	目視	●第1種保安物件 バルク貯槽の外周から1.5m以上の距離を有すること。 ●第2種保安物件 バルク貯槽の外周から1.0m以上の距離を有すること。 上記の距離が確保できない場合は、所定の強度を有する構造壁等を設け、又はバルク貯槽を埋設していること。	○				○	○
LPGガス及び火気厳禁と朱書 (19-3-ハ(9))	目視	バルク貯槽又は周囲の見やすい箇所に液化石油ガス又はLPGガス及び火気厳禁と朱書すること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
緊急連絡先の表示 (19-3-ハ(10))	目視	バルク貯槽又は周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先(保安機関の名称・所在地・電話番号)等を表示していること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
自動車等車両が接触しない措置 (地上) (19-3-ニ(2))	目視	バルク貯槽等に車両が接触しない措置を講じてあること。	○				○	○
埋設した場所に自動車等車両が乗り入れない措置 (地下) (19-3-ホ(2))	目視	バルク貯槽の埋設場所に車両が乗り入れない措置を講じてあること。	○				○	○
埋設後の貯槽の位置を示す標識杭 (地下) (19-3-ホ(6))	目視	バルク貯槽埋設後の四隅にバルク貯槽の位置を示すための標識杭が設置してあること。	○				○	○
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の欠陥 (調整器とガスメータの間) (18-5)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ等がないこと。	○				○	○
バルブ、集合装置、供給管の腐しよく防止措置 (18-6)	目視	腐しよく防止措置が講じられ発錆が著しくないこと。	○				○	○
バルブ、集合装置、気化装置、供給管等の漏えい試験(調整器まで) (18-10)	石けん水又は検知器	常用の圧力においてガスの漏えいがないこと。	○				○	○

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	売てん時 6月/7	1年	2年	4年	認定事業者 ※1,2 110/15 回年 ※2に
供給管、ガス栓等の漏えい試験 (以下の供給管を除く) 地下室等に係る供給管の部分、重鉛めっきを施した供給管(防しよくテープを施したものを含み、機能を損なう恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤下に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。)及びポリエチレン管を使用している供給管。 (18-10)	自記圧力計等 石けん水又は検知器	例示基準第29節の漏えい試験方法により漏えい試験を行い、漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○				○	○
燃焼器入口圧力 (18-11)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては2.0kPa以上3.3kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては使用する燃焼器に適合した圧力であること。	○				○	○
供給管の危険標識 (18-14)	目視	供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を付けてあること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
調整器の調整圧力及び閉そく圧力 (18-20-ハ)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては調整圧力が2.3kPa以上3.3kPa以下であり、閉そく圧力が3.5kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては、使用する燃焼器に適合したものであること。	○				○	○

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.69)「●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

表5-3 特定供給設備(バルク容器：貯蔵能力3,000kg以上)の点検項目及び点検の回数

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	売てん時 6月/7	1年	2年	4年	認定事業者 ※1,2 110/15 回年 ※2に
容器の腐しよく防止措置 (19-1-ヌ)	目視	バルク容器・附属機器等の発錆が著しくないこと。	○	○				
バルク容器のガスの漏えい (19-4)	石けん水又は検知器	バルク容器の接続部や溶接部からガスの漏えいがないこと。	○	○				
火気取扱施設との距離 (53-1-ハ)	目視	バルク容器の外側から火気取扱施設までの距離が8m以上あること。 上記の距離が確保できない場合は、火気取扱施設との間に高さ2m以上の耐火性の壁類を設け、迂回水平距離が8m以上あること。	○	○				
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の腐しよく、割れなどの欠陥 (18-5)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	○	○				

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.69)「●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	売てん時 6月/7	1年	2年	4年	認定事業者 ※1,2 110/15 回年 ※2に
供給管、ガス栓等の漏えい試験 注：地下室等に係る供給管の部分、重鉛めっきを施した供給管(防しよくテープを施したものを含み、機能を損なう恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤下に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。)及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。 (18-10)	自記圧力計等 石けん水又は検知器	例示基準第29節の漏えい試験方法により漏えい試験を行い、漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○				○	
燃焼器入口圧力 (18-11)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては2.0kPa以上3.3kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては使用する燃焼器に適合した圧力であること。	○				○	○
供給管の危険標識 (18-14)	目視	供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を付けてあること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
調整器の調整圧力及び閉そく圧力 (18-20-ハ)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては調整圧力が2.3kPa以上3.3kPa以下であり、閉そく圧力が3.5kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては、使用する燃焼器に適合したものであること。	○				○	○

(3) 特定供給設備(バルク容器：貯蔵能力3,000kg以上)の点検項目及び点検の回数

表5-3 バルク供給設備点検表

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	売てん時 6月/7	1年	2年	4年	認定事業者 ※1,2 110/15 回年 ※2に
容器の腐しよく防止措置 (19-1-ヌ)	目視	バルク容器・附属機器等の発錆が著しくないこと。	○	○				
バルク容器のガスの漏えい (19-4)	石けん水又は検知器	バルク容器の接続部や溶接部からガスの漏えいがないこと。	○	○				
火気取扱施設との距離 (53-1-ハ)	目視	バルク容器の外側から火気取扱施設までの距離が8m以上あること。 上記の距離が確保できない場合は、火気取扱施設との間に高さ2m以上の耐火性の壁類を設け、迂回水平距離が8m以上あること。	○	○				
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の腐しよく、割れなどの欠陥 (18-5)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	○	○				

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤てん時 6月/7	1年	2年	4年	認定 ^{※1,2} 事業者 110/15 回年 ※2に
調整器の腐しよ、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥、液化石油ガスとの適合性 (18-20-イ)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合していること。	○	○			○	
地下室等に係る供給管 ^{※1} 、埋設した供給管 ^{※2} の漏えい試験 注1：ポリエチレン管を使用している供給管を除く。 注2：地下室等に係る供給管の部分、重組めつきを施した供給管(防しよくテープを施したものを含み、機能を損なう恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤面に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。) (18-10)	自記圧力計等 石けん水又は検知器	例示基準第29節、第41節(埋設管)の漏えい試験方法により漏えい試験を行いガスの漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○		○		○	
地下室等に係る供給管に設けた緊急遮断装置 (300kg以上の貯蔵施設に係る供給管に限る。) (18-21)	作動試験	緊急遮断装置が設置され、その開閉状況に異常がないこと。	○		○			
消火設備 (19-2-ニ)	目視	消火能力A-4およびB-10以上の消火器が定位置に定数置いてあること(貯蔵量1,000kgにつき1個以上)。 消火器は、破損その他の異常がなく、良好な状態に維持されていること。	○			○		
カップリング用液流出防止装置、液取入バルブ (19-1-イ)	目視	バルブ取付部、カップリング接続部、バルブ、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		
均圧バルブ、カップリング (19-1-ニ)	目視	バルブ取付部、カップリング接続部、バルブ、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		
液面計 (19-1-ホ)	目視	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥がないこと。	○			○		
プロテクタ (19-1-ト)	目視	使用上有害な割れ、その他有害な損傷がないこと。	○			○		
安全弁の放出管 (19-1-カ)	目視	レインキャップが確実に取り付けられていること。 放出管の内部に雨水が入っていないこと。	○			○		
バルク容器的屋根又は遮へい板 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2-ハ)	目視	バルク容器には不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根又は遮へい板が設けられていること。 屋根又は遮へい板に損傷のないこと。	○			○	○	
LPガス及び火気厳禁と朱書 (19-1-チ)	目視	バルク容器又は周囲の見やすい箇所に液化石油ガス又はLPガス及び火気厳禁と朱書すること。 表示が鮮明であること。	○			○	○	

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.69)●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置参照

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤てん時 6月/7	1年	2年	4年	認定販売 事業者 10/15 回年 ※2に
調整器の腐しよ、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥、液化石油ガスとの適合性 (18-20-イ)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合していること。	○	○			○	
地下室等に係る供給管 ^{※1} 、埋設した供給管 ^{※2} の漏えい試験 *1：ポリエチレン管を使用している供給管を除く。 *2：重組めつきを施した供給管(防しよくテープを施したものを含み、機能を損なう恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤面に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。) (18-10)	自記圧力計等 石けん水又は検知器	例示基準第29節、第41節(埋設管)の漏えい試験方法により漏えい試験を行いガスの漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○		○			
地下室等に係る供給管に設けた緊急遮断装置 (300kg以上の貯蔵施設に係る供給管に限る。) (18-21)	作動試験	緊急遮断装置が設置され、その開閉状況に異常がないこと。	○		○			
消火設備 (19-2-ニ)	目視	消火能力A-4およびB-10以上の消火器が定位置に定数置いてあること(貯蔵量1,000kgにつき1個以上)。 消火器は、破損その他の異常がなく、良好な状態に維持されていること。	○			○		
カップリング用液流出防止装置、液取入バルブ (19-1-イ)	目視	バルブ取付部、カップリング接続部、バルブ、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		
均圧バルブ、カップリング (19-1-ニ)	目視	バルブ取付部、カップリング接続部、バルブ、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		
液面計 (19-1-ホ)	目視	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥がないこと。	○			○		
プロテクタ (19-1-ト)	目視	使用上有害な割れ、その他有害な損傷がないこと。	○			○		
安全弁の放出管 (19-1-カ)	目視	レインキャップが確実に取り付けられていること。 放出管の内部に雨水が入っていないこと。	○			○		
バルク容器的屋根又は遮へい板 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2-ハ)	目視	バルク容器には不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根又は遮へい板が設けられていること。 屋根又は遮へい板に損傷のないこと。	○			○	○	
LPガス及び火気厳禁と朱書 (19-1-チ)	目視	バルク容器又は周囲の見やすい箇所に液化石油ガス又はLPガス及び火気厳禁と朱書すること。 表示が鮮明であること。	○			○	○	

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤でん時 6月/7	1年	2年	4年	認定 ^{※1,2} 事業者 110回 年に 15回 ※2に
緊急連絡先の表示 (19-1-リ)	目視	バルク容器又は周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先(保安機関の名称・所在地・電話番号)等を表示していること。表示が鮮明であること。	○				○	○
自動車等車両が接触しない措置 (19-1-ウ)	目視	バルク容器に車両が接触しない措置を講じてあること。	○				○	○
保安物件に対する距離 (53-1-イ・ロ)	目視	<ul style="list-style-type: none"> ●第1種保安物件 バルク容器の外側から16.97m以上の距離を有していること。 ●第2種保安物件 バルク容器の外側から11.31m以上の距離を有していること。 上記の距離が確保できない場合は、所定の強度を有する障壁が設置してあること。	○				○	○
バルブ、集合装置、供給管の腐しよく防止措置 (18-6)	目視	腐しよく防止措置が講じられ、発錆が著しくないこと。	○				○	○
バルブ、集合装置、気化装置、供給管等の漏えい試験(調整器まで) (18-10)	石けん水又は検知器	常用の圧力においてガスの漏えいがないこと。	○				○	○
供給管、ガス栓等の漏えい試験 (以下の供給管を除く) 地下室等に係る供給管の部分、垂鉛めっきを施した供給管(防しよくテープを施したものを除く)、機能損なう恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤下に埋設したものを(地下室等に係る供給管の部分を除く。)及びポリエチレン管を使用している供給管。 (18-10)	自記圧力計等 石けん水又は検知器	例示基準第29節、第41節(埋設管)の漏えい試験方法により漏えい試験を行いガスの漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○				○	○
調整器の調整圧力及び閉そく圧力 (18-20-ハ)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては調整圧力が2.3kPa以上3.3kPa以下であり、閉そく圧力が3.5kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては、使用する燃焼器に適合したものであること。	○				○	○
燃焼器入口圧力 (18-11) (通常の供給設備の点検項目) ^{※3}	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては2.0kPa以上3.3kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては使用する燃焼器に適合した圧力であること。	○				○	
供給管の危険標識 (18-14) (通常の供給設備の点検項目) ^{※3}	目視	供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けてあること。表示が鮮明であること。	○				○	

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.69)①認定液化石油ガス販売事業者の特例措置参照
 ※3：法令に規定された点検項目ではないが、自主保安として供給設備(バルク容器・バルク貯槽)と同様に点検することが望ましい。

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤でん時 6月/7	1年	2年	4年	認定販売 事業者 10回 年に 5回
緊急連絡先の表示 (19-1-リ)	目視	バルク容器又は周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先(保安機関の名称・所在地・電話番号)等を表示していること。表示が鮮明であること。	○				○	○
自動車等車両が接触しない措置 (19-1-ウ)	目視	バルク容器に車両が接触しない措置を講じてあること。	○				○	○
保安物件に対する距離 (53-1-イ・ロ)	目視	<ul style="list-style-type: none"> ●第1種保安物件 バルク容器の外側から16.97m以上の距離を有していること。 ●第2種保安物件 バルク容器の外側から11.31m以上の距離を有していること。 上記の距離が確保できない場合は、所定の強度を有する障壁が設置してあること。	○				○	○
バルブ、集合装置、供給管の腐しよく防止措置 (18-6)	目視	腐しよく防止措置が講じられ、発錆が著しくないこと。	○				○	○
バルブ、集合装置、気化装置、供給管等の漏えい試験(調整器まで) (18-10)	石けん水又は検知器	常用の圧力においてガスの漏えいがないこと。	○				○	○
供給管、ガス栓等の漏えい試験 注：地下室等に係る供給管の部分、垂鉛めっきを施した供給管(防しよくテープを施したものを除く)、機能損なう恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤下に埋設したものを(地下室等に係る供給管の部分を除く。)及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。 (18-10)	自記圧力計等 石けん水又は検知器	例示基準第29節、第41節(埋設管)の漏えい試験方法により漏えい試験を行いガスの漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○				○	△
調整器の調整圧力及び閉そく圧力 (18-20-ハ)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては調整圧力が2.3kPa以上3.3kPa以下であり、閉そく圧力が3.5kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては、使用する燃焼器に適合したものであること。	○				○	
燃焼器入口圧力 (18-11) (通常の供給設備の点検項目)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては2.0kPa以上3.3kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては使用する燃焼器に適合した圧力であること。	○				○	
供給管の危険標識 (18-14) (通常の供給設備の点検項目)	目視	供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けてあること。表示が鮮明であること。	○				○	

表5-4 特定供給設備(バルク貯槽:貯蔵能力1,000kg以上)の点検項目及び点検の回数

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数				
			供給開始時	赤てん時 6月/7	1年	2年	4年
火気取扱施設との距離 (1,000kg以上3,000kg未満) (54-2-ハ)	目視	バルク貯槽の外側から火気取扱施設までの距離が5m以上あること。上記の距離が確保できない場合は、火気取扱施設との間に高さ2m以上の耐火性の壁類を設け、迂回水平距離が5m以上あること。	○	○			
火気取扱施設との距離 (3,000kg以上) (54-2-ハ)	目視	バルク貯槽の外側から火気取扱施設までの距離が8m以上あること。上記の距離が確保できない場合は、火気取扱施設との間に高さ2m以上の耐火性の壁類を設け、迂回水平距離が8m以上あること。	○	○			
バルク貯槽(地上・地下)のガスの漏えい (19-4)	石けん水 又は検知器	バルク貯槽の接続部や溶接部からガスの漏えいがないこと。 検知用孔あき管からガスを検知しないこと。(地下埋設バルク貯槽)	○	○			
バルク貯槽と他の貯槽等との距離 (3,000kg以上) (54-2-チ(2))	目視	1m又は他の貯槽、バルク貯槽又は酸素の貯蔵設備の最大直径の和の1/4の長さのいずれか大きい距離を有すること。又は、当該貯槽に水噴霧装置が設けられていること。	○	○			
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の腐しよ、割れなどの欠陥 (18-5)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	○	○			
調整器の腐しよ、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥 液化石油ガスとの適合性 (18-20-イ)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合していること。	○	○		○	
地下室等に係る供給管 ^{※1} 、埋設した供給管 ^{※2} の漏えい試験 注1:ポリエチレン管を使用している供給管を除く。 注2:地下室等に係る供給管の部分、垂れめっきを施した供給管(防しよくテープを施したものを含み、機能を損なう恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって、地盤面に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。) (18-10)	自記圧力計等 石けん水 又は検知器	例示基準第29節、第41節(埋設管)の漏えい試験方法により漏えい試験を行いガスの漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○	○		○	
地下室等に係る供給管に設けた緊急遮断装置 (300kg以上の貯蔵施設に係る供給管に限る。) (18-21)	作動試験	緊急遮断装置が設置され、その開閉状況に異常がないこと。	○	○			
消火設備 (54-2-ニ)	目視	消火能力A-4およびB-10以上の消火器が定位置に定数置いてあること(貯蔵能力が2,000kg以下の場合2個以上、2,000kgを超える場合3個以上)。消火器は、破損その他の異常がなく、良好な状態に維持されていること。	○		○		

※1:認定液化石油ガス販売事業者、※2:留意事項(P.69)「●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

(4)特定供給設備(バルク貯槽:貯蔵能力1,000kg以上)の点検項目及び点検の回数

表5-4 バルク供給設備点検表

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数				
			供給開始時	赤てん時 6月/7	1年	2年	4年
火気取扱施設との距離 (1,000kg以上3,000kg未満) (54-2-ハ)	目視	バルク貯槽の外側から火気取扱施設までの距離が5m以上あること。上記の距離が確保できない場合は、火気取扱施設との間に高さ2m以上の耐火性の壁類を設け、迂回水平距離が5m以上あること。	○	○			
火気取扱施設との距離 (3,000kg以上) (54-2-ハ)	目視	バルク貯槽の外側から火気取扱施設までの距離が8m以上あること。上記の距離が確保できない場合は、火気取扱施設との間に高さ2m以上の耐火性の壁類を設け、迂回水平距離が8m以上あること。	○	○			
バルク貯槽(地上・地下)のガスの漏えい (19-4)	石けん水 又は検知器	バルク貯槽の接続部や溶接部からガスの漏えいがないこと。 検知用孔あき管からガスを検知しないこと。(地下埋設バルク貯槽)	○	○			
バルク貯槽と他の貯槽等との距離 (3,000kg以上) (54-2-チ(2))	目視	1m又は他の貯槽、バルク貯槽又は酸素の貯蔵設備の最大直径の和の1/4の長さのいずれか大きい距離を有すること。又は、当該貯槽に水噴霧装置が設けられていること。	○	○			
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の腐しよ、割れなどの欠陥 (18-5)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	○	○			
調整器の腐しよ、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥 液化石油ガスとの適合性 (18-20-イ)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合していること。	○	○			○
地下室等に係る供給管 ^{※1} 、埋設した供給管 ^{※2} の漏えい試験 注1:ポリエチレン管を使用している供給管を除く。 注2:垂れめっきを施した供給管(防しよくテープを施したものを含み、機能を損なう恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって、地盤面に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。) (18-10)	自記圧力計等 石けん水 又は検知器	例示基準第29節、第41節(埋設管)の漏えい試験方法により漏えい試験を行いガスの漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○	○			
地下室等に係る供給管に設けた緊急遮断装置 (300kg以上の貯蔵施設に係る供給管に限る。) (18-21)	作動試験	緊急遮断装置が設置され、その開閉状況に異常がないこと。	○	○			
消火設備 (54-2-ニ)	目視	消火能力A-4およびB-10以上の消火器が定位置に定数置いてあること(貯蔵能力が2,000kg以下の場合2個以上、2,000kgを超える場合3個以上)。消火器は、破損その他の異常がなく、良好な状態に維持されていること。	○		○		

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤でん時 6月	1年	2年	4年	認定 ^{※1,2} 事業者 1101 回年に 15回 ※2に
防火設備 (3,000kg以上) (54-2-ニ)	目視	対象設備の規模に応じ、適切なものが設けられており、破損その他の異常がないこと。 散水設備にあつては、5L/min・m ² 以上の水量で散水できるもの。 消火栓にあつては、筒先圧力が0.245MPa以上で放水能力350L/min以上のものであること。	○			○		
安全弁 (19-3-ハ(1))	石けん水 又は検知器 目視	弁取付部からガスの漏えいがないこと。 安全弁の元弁が開かれていること。	○			○		
液面計 (19-3-ハ(2))	目視	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥がないこと。	○			○		
カップリング用液流出防止装置、 液取入弁 (19-3-ハ(4))	目視	弁取付部、カップリング接続部、弁、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		
均圧弁、カップリング (19-3-ハ(7))	目視	弁取付部、カップリング接続部、弁、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		
プロテクタ (19-3-ハ(8))	目視	使用上有害な割れ、その他有害な損傷がないこと。	○			○		
バルク貯槽の腐しよく防止措置 (19-3-ハ(11))	目視	バルク貯槽の発錆が著しくないこと。	○			○		
地下埋設バルク貯槽の腐しよく防止措置 (19-3-ハ(11))	電位測定	飽和硫酸銅電極でバルク貯槽の対地電位を測定し-850mV以下であること。	○			○		
地上設置バルク貯槽の大地との接地 (3,000kg未満) (19-3-ニ(4))	目視	接地接続線は、5.5mm ² 以上(単線を除く。)あり、容易に腐しよく、断線しないものであること。確実に接続されていること。	○			○		
安全弁の放出管 (19-3-ニ(5))	目視	レインキャップが確実に取り付けられていること。 放出管の内部に雨水が入っていないこと。	○			○		
バルク貯槽の基礎 (3,000kg以上) (54-2-チ(3))	目視	バルク貯槽の支柱または底部若しくは架台が同一の基礎にアンカーボルトにより確実に固定されており、基礎、支柱等の破損がないこと。	○			○		
地上設置バルク貯槽及び支柱の耐熱構造又は、冷却用散水装置 (3,000kg以上) (54-2-チ(4))	目視	バルク貯槽および支柱の断熱構造の有無、破損その他異常がないこと。規定の能力を有する散水装置等が設けられており、正常に作動し、散水状態に異常がないこと。	○			○		

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.69) ㊦認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤でん時 6月	1年	2年	4年	認定販売 事業者 10 1年 11 回年に
防火設備 (3,000kg以上) (54-2-ニ)	目視	対象設備の規模に応じ、適切なものが設けられており、破損その他の異常がないこと。 散水設備にあつては、5L/min・m ² 以上の水量で散水できるもの。 消火栓にあつては、筒先圧力が0.245MPa以上で放水能力350L/min以上のものであること。	○			○		
安全弁 (19-3-ハ(1))	石けん水 又は検知器 目視	弁取付部からガスの漏えいがないこと。 安全弁の元弁が開かれていること。	○			○		
液面計 (19-3-ハ(2))	目視	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥がないこと。	○			○		
カップリング用液流出防止装置、 液取入弁 (19-3-ハ(4))	目視	弁取付部、カップリング接続部、弁、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		
均圧弁、カップリング (19-3-ハ(7))	目視	弁取付部、カップリング接続部、弁、カップリングからガスの漏えいがないこと。	○			○		
プロテクタ (19-3-ハ(8))	目視	使用上有害な割れ、その他有害な損傷がないこと。	○			○		
バルク貯槽の腐しよく防止措置 (19-3-ハ(11))	目視	バルク貯槽の発錆が著しくないこと。	○			○		
地下埋設バルク貯槽の腐しよく防止措置 (19-3-ハ(11))	電位測定	飽和硫酸銅電極でバルク貯槽の対地電位を測定し-850mV以下であること。	○			○		
地上設置バルク貯槽の大地との接地 (3,000kg未満) (19-3-ニ(4))	目視	接地接続線は、5.5mm ² 以上(単線を除く。)あり、容易に腐しよく、断線しないものであること。確実に接続されていること。	○			○		
安全弁の放出管 (19-3-ニ(5))	目視	レインキャップが確実に取り付けられていること。 放出管の内部に雨水が入っていないこと。	○			○		
バルク貯槽の基礎 (3,000kg以上) (54-2-チ(3))	目視	バルク貯槽の支柱または底部若しくは架台が同一の基礎にアンカーボルトにより確実に固定されており、基礎、支柱等の破損がないこと。	○			○		
地上設置バルク貯槽及び支柱の耐熱構造又は、冷却用散水装置 (3,000kg以上) (54-2-チ(4))	目視	バルク貯槽および支柱の断熱構造の有無、破損その他異常がないこと。規定の能力を有する散水装置等が設けられており、正常に作動し、散水状態に異常がないこと。	○			○		

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤でん時 6月	1年	2年	4年	認定者※1,2 110回 15回 ※2に
静電気除去措置 (3,000kg以上) (54-2-チ(5))	目視	対象設備に確実に接続された接地接続線が設けられており、断線その他の損傷がないこと。また接地抵抗が総合100Ω以下であること。	○			○		
保安物件に対する距離 (54-2-ロ(1)(2)(3))	目視	(1)1,000kg以上3,000kg未満 バルク貯槽の外面から、第1種保安物件、第2種保安物件に対し、7m以上の距離を有していること。 上記の距離が確保できない場合は、所定の強度を有する構造壁、障壁等を設け、又はバルク貯槽を埋設していること。 (2)3,000kg以上 ●第1種保安物件 バルク貯槽の外面から16.97m以上の距離を有していること。 ●第2種保安物件 バルク貯槽の外面から11.31m以上の距離を有していること。 (3)上記(1)及び(2)の距離が確保できない場合は、所定の強度を有する障壁を設け、又はバルク貯槽を埋設していること。	○				○	○
LPGガス及び火気厳禁と朱書 (19-3-ハ(9))	目視	バルク貯槽又は周囲の見やすい箇所に液化石油ガス又はLPGガス及び火気厳禁と朱書していること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
緊急連絡先の表示 (19-3-ハ(10))	目視	バルク貯槽又は周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先(保安機関の名称・所在地・電話番号)等を表示していること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
自動車等車両が接触しない措置 (地上) (19-3-ニ(2))	目視	バルク貯槽に車両が接触しない措置を講じてあること。	○				○	○
埋設した場所に自動車等車両が乗り入れない措置 (地下埋設3,000kg未満の貯槽) (19-3-ホ(2))	目視	車両が埋設場所に乗り入れない措置を講じてあること。	○				○	○
埋設後の貯槽の位置を示す標識杭 (地下埋設3,000kg未満の貯槽) (19-3-ホ(6))	目視	バルク貯槽埋設後、四隅にバルク貯槽の埋設後の貯槽の位置を示すための標識杭が設置してあること。	○				○	○
バルブ、集合装置、供給管の腐しよく防止措置 (18-6)	目視	腐しよく防止措置が講じられ、発錆が著しくないこと。	○				○	○

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.69)「●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤でん時 6月	1年	2年	4年	認定販売事業者 10回 5回 1年に
静電気除去措置 (3,000kg以上) (54-2-チ(5))	目視	対象設備に確実に接続された接地接続線が設けられており、断線その他の損傷がないこと。また接地抵抗が総合100Ω以下であること。	○				○	
保安物件に対する距離 (54-2-ロ(1)(2)(3))	目視	(1)1,000kg以上3,000kg未満 バルク貯槽の外面から、第1種保安物件、第2種保安物件に対し、7m以上の距離を有していること。 上記の距離が確保できない場合は、所定の強度を有する構造壁、障壁等を設け、又はバルク貯槽を埋設していること。 (2)3,000kg以上 ●第1種保安物件 バルク貯槽の外面から16.97m以上の距離を有していること。 ●第2種保安物件 バルク貯槽の外面から11.31m以上の距離を有していること。 (3)上記(1)及び(2)の距離が確保できない場合は、所定の強度を有する障壁を設け、又はバルク貯槽を埋設していること。	○				○	○
LPGガス及び火気厳禁と朱書 (19-3-ハ(9))	目視	バルク貯槽又は周囲の見やすい箇所に液化石油ガス又はLPGガス及び火気厳禁と朱書していること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
緊急連絡先の表示 (19-3-ハ(10))	目視	バルク貯槽又は周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先(保安機関の名称・所在地・電話番号)等を表示していること。 表示が鮮明であること。	○				○	○
自動車等車両が接触しない措置 (地上) (19-3-ニ(2))	目視	バルク貯槽に車両が接触しない措置を講じてあること。	○				○	○
埋設した場所に自動車等車両が乗り入れない措置 (地下埋設3,000kg未満の貯槽) (19-3-ホ(2))	目視	車両が埋設場所に乗り入れない措置を講じてあること。	○				○	○
埋設後の貯槽の位置を示す標識杭 (地下埋設3,000kg未満の貯槽) (19-3-ホ(6))	目視	バルク貯槽埋設後、四隅にバルク貯槽の埋設後の貯槽の位置を示すための標識杭が設置してあること。	○				○	○
バルブ、集合装置、供給管の腐しよく防止措置 (18-6)	目視	腐しよく防止措置が講じられ、発錆が著しくないこと。	○				○	○

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数					
			供給開始時	赤でん時 6月	1年	2年	4年	認定事業者 ※1,2 110回 15回 ※2に
バルブ、集合装置、気化装置、供給管等の漏えい試験(調整器まで) (18-10)	石けん水 又は検知器	常用の圧力においてガスの漏えいがないこと。	○				○	○
供給管、ガス栓等の漏えい試験 (以下の供給管を除く) 地下室に係る供給管の部分、垂鉛めっきを施した供給管(防しよくテープを施したものを除く)、機能を損なう恐れのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤面下に埋設したもの(地下室に係る供給管の部分を除く。)及びポリエチレン管を使用している供給管。 (18-10)	自記圧力計等 石けん水 又は検知器	例示基準第29節、第41節(埋設管)の漏えい試験方法により漏えい試験を行いガスの漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○				○	○
調整器の調整圧力及び閉そく圧力 (18-20-ハ)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては調整圧力が2.3kPa以上3.3kPa以下であり、閉そく圧力が3.5kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては、使用する燃焼器に適合したものであること。	○				○	○
燃焼器入口圧力 (18-11) (通常の供給設備の点検項目) ^{※3}	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては2.0kPa以上3.3kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては使用する燃焼器に適合した圧力であること。	○				○	
供給管の危険標識 (18-14) (通常の供給設備の点検項目) ^{※3}	目視	供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたとときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けてあること。 表示が鮮明であること。	○				○	

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.69)「●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照
 ※3：法令に規定された点検項目ではないが、自主保安として供給設備(バルク容器・バルク貯槽)と同様に点検することが望ましい。

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数						
			供給開始時	赤でん時 6月	1年	2年	4年	認定販売事業者 10回 5回 1年に	
バルブ、集合装置、気化装置、供給管等の漏えい試験(調整器まで) (18-10)	石けん水 又は検知器	常用の圧力においてガスの漏えいがないこと。	○					○	○
供給管、ガス栓等の漏えい試験 注：地下室に係る供給管の部分、垂鉛めっきを施した供給管(防しよくテープを施したものを除く)、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤面下に埋設したもの(地下室に係る供給管の部分を除く。)及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。 (18-10)	自記圧力計等 石けん水 又は検知器	例示基準第29節、第41節(埋設管)の漏えい試験方法により漏えい試験を行いガスの漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がないこと。	○					○	△
調整器の調整圧力及び閉そく圧力 (18-20-ハ)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては調整圧力が2.3kPa以上3.3kPa以下であり、閉そく圧力が3.5kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては、使用する燃焼器に適合したものであること。	○					○	○
燃焼器入口圧力 (18-11) (通常の供給設備の点検項目)* *欄外備考参照	自記圧力計等	生活の用に供するものにあつては2.0kPa以上3.3kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあつては使用する燃焼器に適合した圧力であること。	○					○	
供給管の危険標識 (18-14) (通常の供給設備の点検項目)* *欄外備考参照	目視	供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたとときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けてあること。 表示が鮮明であること。	○					○	

(備考)法令に規定された点検項目ではないが、自主保安として供給設備(バルク容器・バルク貯槽)と同様に点検することが望ましい。

5. 帳簿の保存

点検記録簿は記載の日から2年間保存する。ただし、次に実施されるまでの期間が2年を超えるものは次の実施日まで保存する。